

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-01		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	区内中小企業景況調査		部課名	産業経済部産業振興課		課長名	山下
			担当者名	益子		内線	446
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-01	区内中小企業景況調査					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠	なし		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市				
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	01	産業基盤の整備・充実				
目的	区内中小企業の景気動向を把握し、区の施策に活用するとともに、区内の中小企業経営者・関係者が今後の事業経営に活用できるよう、地域経済についての情報を提供する。						
対象者等	【調査対象】 区内中小企業 200社 製造業50社、卸売業50社、小売業50社 その他50社						
内容	区内中小企業の景況を四半期ごとに調査し、商工振興の基礎資料として活用する。 （調査方法） ・区直営の景況調査 ・調査票と返信用封筒を郵送して返送してもらう形のほか、令和4年度第2四半期から電子フォームでの回答を開始した（併用実施）。 （周知方法） ・集計結果は荒川区ホームページに掲載。また、回答のあった企業に郵送。						
経過	昭和48年度 都内で荒川区が最初に実施 平成 6年度 (株)帝国データバンクに委託 平成11年度 東京都信用金庫協会に委託（調査対象：製造業 215社、小売業 145社 計360社） 平成19年度～ 東京都信用金庫協会からデータCDを購入し、分析を委託 平成26年度～ 委託方式に加え、区が直営で行う景況調査を並行して試行的に実施 平成27年度 26年度に開始した区直営の景況調査の件数を拡大し実施 平成28年度～ 区直営の景況調査に移行（委託方式は終了）						
必要性	区が四半期毎に継続的に実施する唯一の経済調査であり、区内の景気動向を把握する上で必要性は高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 調査票を郵送により回収し、区職員が集計する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 調査対象事業所数	200	200	200	200	200	
	② 調査回答事業所数（年間平均）	166	158	161	170	180	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
継続		継続		区の景況を把握することは、区内企業の経営方針の検討や行政施策の検討に必要であるため、継続して実施する。			

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	317	需用費	消耗品費	323	需要費	消耗品費	360
役務費	郵送料（返信用封筒）	165	役務費	郵送料（返信用封筒）	183	役務費	郵送料（返信用封筒）	244

備考	行政費用のうち物件費の内訳は、消耗品購入費と郵送料である。
問題点・課題	全国・東京都の景況の推移や時宜を得た設問により、引き続き区の現状や特性を把握していく。

問題点・課題の改善策			
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	本調査で得た情報や現状等を踏まえ、区内企業の適切な支援に繋げていく。	区内企業の現状等を適切に把握し、支援に繋げた。	引き続き電子申請での回答を行い、回答者の利便性向上および回答率向上に努める。
②			
③			
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 未実施区：中野区（東京商工会議所中野支部にて、中野区区内事業所アンケート調査報告を実施。）		
議会（要旨）質問状況			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-02		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	産業情報紙発行		部課名	産業経済部産業振興課	課長名	山下	
			担当者名	肥塚	内線	446	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-01	産業情報紙発行費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 63	（ 1988 ）	年度	根拠			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市				
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	01	産業基盤の整備・充実				
目的	産業情報紙（あらかわ産業ナビ）を発行し、区内中小企業や個人事業所、金融機関等に区の産業情報、産業振興策、企業情報等を提供することによって、産業活動の活性化を図る。						
対象者等	☐ 区内中小企業・個人事業所 製造業・卸売業等 約1,800事業所 ☐ 区内商店街 41商店街 ☐ 区内金融機関及び利用者 22店舗 ☐ 産業団体 約80団体 ☐ 区施設利用者・懇談会委員等						
内容	1 あらかわ産業ナビの作成 ・体裁 タブloid版 4ページ ・発行回数 年6回 隔月（奇数月）発行 ・発行部数 7,000部 2 あらかわ産業ナビの配付先 ・産業団体 約80部 ・製造業・卸売業等（産業情報システム登録の区内中小企業、個人事業所） 約1,800部 ・区内商店街（41商店街） 約2,000部 ・区内金融機関（22店舗）及び利用者 約700部 ・公衆浴場（18浴場） 約700部 ・区施設利用者等						
経過	☐ 昭和 63年度～ 「産業ニュース」事業開始 ☐ 平成 7・8年度 年10回発行 ☐ 平成 7～9年度 年1回全戸配付実施 ☐ 平成 9年度～ 年6回発行、単色刷り ☐ 平成 10年度～ 年4回発行 ☐ 平成 12年度～ 産業ホームページに掲載 ☐ 平成 16年度～ 6月号を6頁に変更 ☐ 平成 20年度～ 平成20年6月から「あらかわ産業ナビ」として紙面を刷新し、毎月21日発行 ☐ 平成 25年度～ 全号2頁とし、産業情報に特化した情報紙に変更 ☐ 平成 28年度 9月に4頁カラー刷りで100号記念特集号を発行 ☐ 令和 2年度 2色刷り ☐ 令和 3年度～ 年6回発行、全号4頁（うち2頁4色刷り、2頁2色刷り）に変更						
必要性	区内産業を活性化するために、産業に特化した情報やセミナー等参加者募集を区内中小企業等に発信する必要性は高い。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 編集会議（発行日の約2か月前）→委託業者が取材・原稿作成→校正→校了→納品→発行→配付委託業者による配付（発行日の翌日から5日間以内）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	
	① 発行部数	7,000	7,000	7,000	7000	7,000	
	②						
	③						
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
7年度		8年度					
継続		継続	産業施策や関係機関の情報を区内中小企業に発信する事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		5,318	6,061	5,797	5,752	5,824	5,905	5,786
決算額（7年度は見込み）		5,116	5,473	5,712	5,712	5,735	5,808	5,786
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	発行回数	12	12	6	6	6	6	6
	発行部数	8,000	8,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,369	3,291	▲ 78	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	5,735	5,808	73		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	520	446	▲ 74		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 9,624	▲ 9,545	79
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	9,624	9,545	▲ 79	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 9,624	▲ 9,545	79		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 9,624	▲ 9,545	79			

備考	行政費用では、委託料としての物件費が多くなっている。内訳としては、制作等委託、配付委託の経費となっている。
----	---

問題点	先進企業の取組、区や関係各所の施策の紹介や景気動向等、区内事業者にとって、より魅力ある記事となるよう、工夫をしていく必要がある。 また、紙面構成については、カラー紙面の利点を活かし、見やすく分かりやすくなるように努めていく。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区内事業者にとって、見やすく有 用な情報提供となるよう、紙面レイ アウトの更なるブラッシュアップを 図る。	より見やすい紙面になるよう紙面リ ニューアルを行った。	区の施策や事業、また区内事業 者の活躍がよりわかりやすく伝わ るよう、紙面やレイアウト構成の 工夫を図っていく。
②			
③			
他 区 の 実 況	（ 実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区 ） 実施区：港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、中野区、豊島区、北区		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-03		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	産業振興行事助成		部課名	産業経済部産業振興課	課長名	山下		
			担当者名	ネルソン	内線	476		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-04-01	産業振興行事助成						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 45	（ 1970 ）	年度	根拠	荒川区産業振興事業補助金交付要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画	☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり					
	施策	01	産業基盤の整備・充実					
目的	区内の産業関係者等で組織する団体が実施する事業・行事を助成することにより、区内産業団体の育成、また区内産業の振興を図る。							
対象者等	区内の産業団体							
内容	産業団体が主催する講演会、研修会、視察などに対し、経費の一部を補助する。 ・補助対象経費 会場使用料、講師謝礼、交通費等 ・補助率 1/2 ・限度額 5万円 ・同一団体に対する補助は年度内2回まで							
経過	・昭和45年度 事業開始 ・平成 6年度 限度額変更（限度額5万円） ・平成12年度 補助率変更（補助率1/2）							
必要性	区内産業団体の自主事業に要する経費を補助することにより、団体の活性化を促進することができる。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 事業収支予算書を添付して交付申請 ⇒ 内容審査 ⇒ 交付決定 ⇒ 事業実施 ⇒実績報告書提出 ⇒補助金額の確定 ⇒補助金支出							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値(8年度)
	①	助成件数	1	2	2	2	4	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	団体活動の振興や活性化に一定の効果がある事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用「補助費等」は、団体に対する補助金である。

コロナ禍以降、団体の事業が減少している。
団体活動の振興に寄与できるよう、本事業について一層の周知と利用促進を図る必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き区内の産業団体の育成、振興を図るため、産業振興行事助成制度を周知していく。	制度について周知しているものの、研修会等を実施する団体が減少しており、実績は前年並みとなった。	区内の産業団体の活性化、資質向上支援のため、今後も産業振興行事助成制度を周知していく。
②			
③			
他区の状況 実施区	(実施 2 区 実施区 : 台東区・足立区	未実施 20 区 不明	0 区)
議会 状況 (要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-04		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	勤労者サービスセンター助成		部課名	産業経済部産業振興課 課長名 山下			
			担当者名	肥塚 内線 446			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-17-01	勤労者サービスセンター助成費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 2（1990）年度	根拠	東京広域勤労者サービスセンターに対する助成				
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 11（2029）年度	法令等	等に関する条例及び補助金交付要綱				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市				
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	01	産業基盤の整備・充実				
目的	一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターに対し、運営に係る経費を助成することにより、センターが実施する区内中小企業勤労者への福利厚生事業、各種研究会・講習会の事業等の円滑な運営を図り、もって、中小企業の振興と地域社会の発展に寄与することを目的とする。						
対象者等	一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター（人件費及び運営費）						
内容	1 法人 「一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター」平成29年12月19日名称変更 荒川区内では、上記サービスセンター荒川区営業所がサービス等を提供 2 サービス等提供地域 荒川区・豊島区・北区・杉並区 3 事業 ①中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業 ②中小企業勤労者福祉に関する各種講習会、情報提供事業 ③中小企業勤労者福祉事業 等 4 事務局職員構成 荒川区4名、豊島区（本部）9名、北区4名、杉並区4名 計21名 5 基本財産 1,200万円（荒川区・豊島区・北区・杉並区それぞれ300万円を出捐） 6 会員数 10,353人、2,485事業所※うち荒川区1,848人、760事業所（R6.3.31現在） 7 会費 月額500円、入会金200円						
経過	平成元年10月1日 任意団体「荒川区勤労者福祉サービスセンター」設立 平成2年10月15日 「財団法人荒川区勤労者福祉サービスセンター」設立 平成4年度 補助実施事業の事務移管 平成14年度 会費月額500円→600円に改定 平成22年度 会費月額600円→400円に改定、入会金無料化 平成24年4月1日 「一般財団法人荒川区勤労者福祉サービスセンター」に移行 平成24年7月 会費月額400円→500円に改定 平成25年4月1日 「一般財団法人東京城北勤労者サービスセンター」と合併 平成29年12月19日 「一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター」に名称変更 平成30年4月1日 杉並区を加えた4区で事業広域化						
必要性	福利厚生事業等を実施することが困難な区内の中小企業の勤労者等のために、サービスを行うことは、区内中小企業の振興と地域社会の発展のために必要である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 交付申請 → 交付決定 → 補助金請求 → 補助金支出 → 履行最終確認 実績報告 → 補助額確定 → 精算（超過額返還）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	① 会員数	10,333	10,353	9,871	10,000	10,500	年度末時点
	② 会員事業所数	2,622	2,485	2,343	2,400	2,500	年度末時点
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	荒川区は中小規模事業所の割合が高いことから、引き続き中小企業の福利厚生事業等を支援する必要があるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		24,194	24,444	27,222	27,020	22,333	27,015	27,892
決算額（7年度は見込み）		22,768	22,117	24,829	20,179	21,060	26,848	27,892
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	会員数	2,073	1,948	1,914	1,865	1,848	1,770	1,800
	事業所数	956	879	843	817	760	719	750
	* 合併後は荒川区のみの数値							
	* 年度末の数値							

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	526	514	▲ 12	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	21,060	26,848	5,788		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	81	70	▲ 11		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 21,667	▲ 27,432	▲ 5,765		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	21,667	27,432	5,765		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 21,667	▲ 27,432	▲ 5,765		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 21,667	▲ 27,432	▲ 5,765				

行政費用「補助費等」は、全て一般財団法人東京広域勤労者サービスセンターに対する補助金である。

備考

問題点・課題

会員数及び事業所が減少傾向にあるため、加入促進の周知等に協力する。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、様々な媒体でサービス内容や加入のメリットの周知を行い、事業所の加入促進に努めていく。	サービス内容や新規加入の募集をあらかじめ産業ナビや区ホームページに掲載することにより、周知を行った。	サービス内容等の周知を引き続き行うとともに、事業所訪問調査時に周知を行う。
②			
③			
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区） 公益法人10区、一般法人5区（荒川区含む）、任意団体3区、直営1区、勤労者共済会2区 ※豊島区・北区・荒川区・杉並区は合併法人		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		06-01-05			戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		公衆浴場需要喚起対策補助事業			部課名		産業経済部産業振興課		課長名	
					担当者名		鴨田		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-16-01			公衆浴場需要喚起対策補助事業					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 60（ 1985 ）年度			根拠		公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部公衆浴場			
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度			法令等		事業補助金交付要綱 公衆浴場法			
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅲ 産業革新都市						
		政策		05 活力ある地域経済づくり						
		施策		01 産業基盤の整備・充実						
目的		東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部が実施する事業に対し、補助金を交付することにより、事業の運営を円滑にし、地域住民の健康増進とコミュニケーションの場を設け、併せて公衆浴場業の振興を図ることを目的とする。								
対象者等		東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部								
内容		[補助金対象のサービス事業] 1 季節湯（しょうぶ湯 5月5日/入浴感謝デー 敬老の日/ラベンダー湯 10月10日/すだち湯11月3日/ゆず湯 冬至/いよかん湯 2月11日（小学生以下入浴料無料、各銭湯で先着50名の小学生に飲み物をプレゼント）（正月朝湯 1月2日～3日 先着200名の中学生以上に石鹸プレゼント） 2 荒川銭湯寄席（年5回以内 区内浴場で銭湯寄席を行い、参加者は入浴料無料） 3 銭湯スタンプラリー（区内銭湯4か所を巡りスタンプを集めると景品をプレゼント） 4 銭湯展（区内銭湯の紹介、銭湯の珍しいグッズなどの展示） 5 銭湯マップ作成（毎年度改訂） 6 少年スポーツ大会応援事業（少年スポーツ大会等での区内銭湯入浴券の配付） 7 ぷらっと湯事業（無料のボディークリーム・リンスインシャンプーの設置） 8 公衆浴場訪問調査・経営診断等								
経過		昭和60年4月 しょうぶ湯、ゆず湯開始 昭和63年4月 レモン湯開始（平成10年4月廃止） 平成 3年4月 りんご湯開始（平成10年4月廃止） 平成 4年4月 年越湯開始（平成10年4月正月朝湯に名称変更） 平成18年4月 荒川銭湯寄席を開始 平成25年4月 少年スポーツ大会応援事業・お背中流し隊・フィットネスin銭湯を開始 平成26年4月 お背中流し隊を廃止、銭湯マップ作成、フィットネスin銭湯の内容をフィットネスのショートプログラムからころばん体操に変更 平成27年4月 銭湯スタンプラリー・銭湯展事業を開始 じゃばら湯・いよかん湯の開始 平成30年4月 ころばん体操を廃止 ぷらっと湯の開始 少年スポーツにリバーサイドマラソンを追加 平成31年4月 インバウンド向け銭湯マップの作成（単年度事業） 令和6年度 浴場組合及び区内浴場への訪問調査・経営診断等の支援事業を実施 令和7年度 季節湯事業に入浴感謝デー、ラベンダー湯を追加								
必要性		区民の健康増進とコミュニケーションの場を確保するために、公衆浴場業の振興を図ることは必要である。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 区が補助金を交付し、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部がサービス事業を実施する。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）				
	① 1浴場1日当たりの平均利用人員	125	159	121	160	165	【出典】令和6年度東京都公衆浴場基礎資料			
	②									
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
7年度		8年度								
重点的に推進		重点的に推進		公衆浴場の需要喚起策を充実し、新たな顧客層の開拓とリピーターの確保を図ることは重要であるため、重点的に推進する。						

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			9,111	4,978	5,029	4,879	4,259	6,450	10,984
決算額（7年度は見込み）			8,028	3,178	3,181	2,996	2,972	5,738	10,984
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	公衆浴場数		24	22	22	21	19	18	18
	季節湯 種類		5	5	5	5	5	5	7
	季節湯 合計利用人員		20,285	16,860	16,046	17,260	17,052	16,374	17,500
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	事業補助	2,972	負担金補助等	事業補助	3,545	負担金補助	事業補助	10,984	
			委託料	その他の委託料（訪問調査）	2,193				

勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	316	309	▲ 7	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	2,193	2,193		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	2,972	3,544	572		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	49	42	▲ 7		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,337	▲ 6,088	▲ 2,751
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	3,337	6,088	2,751		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,337	▲ 6,088	▲ 2,751
		特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)	0	0	0
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,337	▲ 6,088	▲ 2,751

備考	行政費用における補助費等は、需要喚起事業に対する補助金である。また、令和6年度の物件費は、訪問調査事業にかかる経費である。
----	---

問題点・課題	自家風呂の普及により利用者が減少している現在、公衆浴場が自家風呂にない魅力やサービスを提供すると同時に、地域コミュニティを担う施設として有効活用されるよう、経済状況も踏まえつつ、今後も需要喚起事業を推進する必要がある。また訪問調査、アンケート調査等により抽出された課題解決のため、本事業による公衆浴場組合への伴走支援は今後も継続する必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	荒川浴場組合及び区内浴場への訪問調査により、具体的な問題点や課題を聴取し、公衆浴場施策の策定に活用する。	訪問調査により浴場組合と区内浴場の抱える課題等を抽出することにより、今後実施する事業への反映につなげた。	浴場組合が実施する季節湯について、新たに入浴感謝デー、ラベンダー湯を補助対象に加えるなど、公衆浴場業の振興を図る。
②			
③			
他区の状況	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区） 実施区：中央区、新宿区、台東区、品川区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、葛飾区、江戸川区、足立区、江東区、千代田区、大田区、港区、渋谷区、目黒区		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-06		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	公衆浴場設備改善補助事業		部課名	産業経済部産業振興課	課長名	山下	
			担当者名	鴨田	内線	478	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-16-02	公衆浴場設備改善補助事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 53（ 1978 ）	年度	根拠	荒川区公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱、			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11（ 2029 ）	法令等	公衆浴場法			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市				
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	01	産業基盤の整備・充実				
目的	荒川区内の公衆浴場経営者に対し、設備改善補助金を交付することにより、公衆浴場の転廃業を防止し、その経営の安定と振興を図り、もって区民の健康増進等を図ることを目的とする。						
対象者等	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部の組合員である公衆浴場						
内容	公衆浴場の設備改善経費の一部を補助する。 1 補助率及び限度額 ・補助率 設備改善に要する経費の2分の1 ・補助限度額 80万円 2 補助対象 (1) 基幹設備 ・元釜及び配管工事 ・元釜槽 ・バーナー ・煙突等 (2) 浴室内及び脱衣室内 ・ロッカー設置 ・超音波装置設置、修理等 ・冷暖房機設置、修理等 ・浴室や脱衣場内塗装等 (3) バリアフリー化 ・出入口幅の確保 ・段差解消 ・トイレ改修 ・手すり設置 ・床等の滑り止め施工 等						
経過	昭和53年5月 荒川区公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱制定 昭和61年4月 補助金限度額を40万円とする。 昭和63年4月 補助限度額を40万円から60万円に改正 平成 4年4月 補助限度額を60万円から70万円に改正 平成17年4月 補助限度額を70万円から80万円に改正 平成19年4月 補助金の交付間隔を2年から1年に改正 平成20年4月 補助交付対象にバリアフリー化を追加 平成27年4月 年度内の補助回数制限を1回から制限なしに改正						
必要性	区民の健康増進とコミュニケーションの場を確保するために、公衆浴場の振興を図ることは必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 区が補助金を交付し、公衆浴場が設備改善を行う。						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	
	① 補助金交付件数	13	15	19	20	20	【出典】令和6年度東京都公衆浴場基礎資料
	② 利用者数（1浴場1日平均）	125	159	121	160	165	
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
7年度		8年度					
推進	推進		浴場の快適な利用に資するために必要な設備改善を図ることは、公衆浴場の維持・発展のため重要であることから、当該事業を推進する。				

(単位：千円)

備考	行政費用では主に、補助費等が計上されている。これは補助金の金額である。行政収入「その他」は、本補助金を活用した浴場が廃業したため、本補助金要綱第15条の規定に従い、返還請求したことによるものである。
問題点・課題	本事業を活用して積極的に設備改善を行う浴場、設備改善を行わずに設備が老朽化していく浴場とで2極化している。新型コロナウイルス感染症収束後の集客の回復等も踏まえ、浴場利用者にとって魅力のある施設であるという訴求力の向上、また衛生環境面に着目した設備改善を推進していく必要がある。 特に基幹設備修繕のための交付申請も増えており、設備の支障が営業の妨げにならぬよう、また早期の設備改善を施すことにより修繕費用の低減を図る等、本事業について、事業者側の積極的な活用を促す必要がある。

問題点・課題の改善策									
		令和6年度に取り組む 具体的な改善内容		令和6年度に実施した 改善内容および評価		令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	本事業を積極的に周知し、多くの事業者が補助金を活用し、経営改善につながるよう促す。	燃料費補助金の申請書類郵送時、本補助金の申請書等を同封し事業者に活用を促し、併せて他の補助金との併用を提案した。		本補助金の活用だけでなく、設備改善のための他の補助金を併せて活用することにより、経営改善につながるよう促す。					
②									
③									
他区の実況	（実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区）
議（要旨）									

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-08		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名	公衆浴場広報等配布事業		部課名	産業経済部産業振興課	課長名 山下		
			担当者名	鴨田	内線 478		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-16-03	公衆浴場広報等配布事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	平成 18（ 2006 ）年度	根拠法令等	公衆浴場広報等配布事業契約書				
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11（ 2029 ）年度						
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市				
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	01	産業基盤の整備・充実				
目的	公衆浴場に広報スタンドを設置し、区報、区報ジュニア、区議会だより、あらかわ産業ナビを公衆浴場利用者に配布することによって、公衆浴場を区政情報の発信拠点にするとともに、公衆浴場の魅力向上と経営安定を図ることを目的とする。						
対象者等	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部18浴場						
内容	1 広報等配布を東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部へ依頼する。 2 区は、広報スタンドを各浴場の男女更衣室に設置する。（初年度の平成18年度のみ） 3 シルバー人材センターに委託し、区報等を各浴場に配付する。 4 各浴場は、区報等を広報スタンドに備え付け、浴場利用者に積極的に配布し、区政情報の周知に努めるとともに、スタンドの管理・清掃を行う。 5 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部より6か月毎に報告書を受領し、区報等の配布及びスタンド管理手数料として1浴場につき月4千円の役務費を支払う。 6 配布期間は、概ね1か月間とする。						
経過	平成18年4月 昭和45年度から実施していた公衆浴場内ポスター掲示事業を平成17年度で廃止。これに代わって、公衆浴場広報等配布事業を実施する。						
必要性	公衆浴場を区政情報の発信拠点にするとともに、公衆浴場の振興を図ることは必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） 各浴場に広報スタンドを設置し、公衆浴場には、配布及び管理手数料を支払う。 公衆浴場に配布する広報印刷費とシルバー人材センターの委託費は、各所管課が支払う。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 区報等配布件数	52	52	52	52	52	1浴場に対し年間に配布する件数
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	公衆浴場を活用し、区政情報の発信拠点にするとともに、公衆浴場を支援していく必要があるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

起點・課題

行政費用は、主に物件費が計上されている。物件費は、区報等配布手数料である。

公衆浴場を区政情報の発信拠点とするとともに、公衆浴場の魅力向上と浴場経営の安定を図ることが重要である。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	地域コミュニティの場である公衆浴場に区報等の設置を依頼し、区政情報を発信していく。	公衆浴場に区報等の設置を依頼し、区政情報を発信した。	引き続き、地域コミュニティの場である公衆浴場に区報等の設置を依頼し、区政情報を発信していく。
②			
③			
他区の状況	（実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区） 実施区：中央区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、渋谷区、杉並区、板橋区、練馬区、葛飾区		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-09		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事
事務事業名	公衆浴場ガス燃料費補助事業		部課名	産業経済部産業振興課		課長名	山下
			担当者名	鴨田		内線	478
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-16-04	公衆浴場燃料費等補助事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	平成 25	（ 2013 ）	年度	根拠	荒川区公衆浴場ガス燃料費補助金交付要綱		
終期設定	● 有 ○ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等	荒川区公衆浴場燃料費等緊急補助金交付要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市				
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	01	産業基盤の整備・充実				
目的	都市ガスに転換する場合、燃料費が大幅に増大するため、ガス化への転換が進まない状況にある。公衆浴場の使用燃料のガス化を促進するため、一定期間燃料費の補助を行い経営の安定を図る。						
対象者等	・ 使用燃料をガス化している公衆浴場（公衆浴場ガス燃料費補助金） ・ 区内の公衆浴場（公衆浴場燃料費等緊急補助金）						
内容	[実施内容] ○ 公衆浴場ガス燃料費補助金 ・ 既にガス化している浴場（13浴場）について補助 令和9年度まで（予定） ・ 新規にガス化する浴場はガス化に改修してから5年間補助。補助金額は月額2万円（半年毎支払）（補助額は、1ヶ月に掛かるガス代（20万円～30万円）の約1割） ○ 公衆浴場燃料費等緊急補助金（令和4年度～令和7年度） ・ 燃料費及び電気料金の高騰等を踏まえ、緊急で補助（四半期毎支払）。 ・ 燃料の種類にかかわらず、月額5万円を補助。 ※ガス化浴場のみ令和5年度及び令和6年度下半期に支出額に応じて3万円～9万円を上乗せ補助した。						
経過	平成25年4月 公衆浴場ガス燃料費補助事業を開始 平成28年4月 補助期間を2年間延長 平成30年4月 補助期間を5年間延長 令和4年6月 公衆浴場燃料費等緊急補助金を開始 令和5年4月 補助期間を延長 令和5年度 公衆浴場燃料費等緊急補助金への上乗せ補助を実施（4月～3月） 令和6年度 公衆浴場燃料費等緊急補助金への上乗せ補助を実施（10月～3月） 令和7年度 公衆浴場燃料費等緊急補助金を実施（4月～3月）						
必要性	ガス化への転換に伴いガス燃料費が増大するが、ガス燃料費に要する経費の一部補助を行うことで、公衆浴場の経営の安定を図ることができるので必要性は高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） 対象者から交付申請を受け、申請書を審査のうえ交付決定し、ガス燃料費の一部を補助する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 交付申請浴場数(ガス燃料費)	10	11	10	11	12	
	② 交付申請浴場数(燃料費等緊急補助金)	18	17	16	16	18	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	主燃料をガス化した浴場に対し燃料費の補助を行うことで、経営の安定を図る事業であるため、推進する。					

(単位：千円)備

問

起占

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	社会情勢や燃料費の推移等を踏まえ、区内浴場の支援を継続する。	令和6年度下半期はガス燃料を使用する浴場に対し、令和5年度燃料費の支出額に応じて上乗せ交付を実施した。	引き続き、社会情勢や燃料費の推移等を踏まえ、区内の浴場支援を継続する。
②			
③			
他 区 の 実 況	（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区） 実施区：中央区、港区、文京区、台東区、江東区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、葛飾区		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-10		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名	健康増進型公衆浴場改築支援補助事業		部課名	産業経済部産業振興課		課長名	
			担当者名	鴨田		内線	
		01-16-05	健康増進型公衆浴場改築等支援補助事業				
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）							
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	平成 26（ 2014 ）年度	根拠法令等	健康増進法・荒川区健康増進型公衆浴場改築等支援補助金交付要綱				
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11（ 2029 ）年度	法令等					
実施基準	□ 法令基準内 □ 都基準内 ■ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅲ 産業革新都市					
	政策	05 活力ある地域経済づくり					
	施策	01 産業基盤の整備・充実					
目的	東京都と連携し、公衆浴場の改築又は改修費用の一部を補助することにより、公衆浴場施設を有効活用した区民の健康増進、区民相互の交流促進等、区民福祉の向上を図るとともに、区民の入浴機会の確保に資することを目的とする。						
対象者等	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合荒川支部の組合員である公衆浴場経営者						
内容	1 補助対象施設整備費の限度額 (1) 改築：3億円 (2) 改修：1億円 2 補助対象施設整備費の内容 (1) 本体工事費 (2) 付帯設備費 (3) 初度調弁費 (4) 設計工事監理委託費 3 補助金額 (1) 補助率 補助対象施設整備の20分の1 (5%) (2) 補助金限度額 ①改築：1施設につき1,500万円 ②改修：1施設につき500万円 ※東京都の補助制度「健康増進型公衆浴場改築支援補助事業」との併用を原則とする。 (1) 補助率 補助対象経費の4分の1 (2) 補助金限度額 改築7,500万円 改修2,500万円						
経過	平成26年3月 荒川区健康増進型公衆浴場改築支援等補助金交付要綱制定 平成27年度 補助金（改築）交付 1件 平成28年度 補助金（改築）交付 1件 平成28年度 補助金（改築）交付 1件（平成27年度改築実施と同浴場の28年度工事分） 令和 5年9月 要綱一部改正（改修の場合の対象経費上限額と補助上限額を引上げ） 令和 6年4月 要綱一部改正（提出書類、助成決定の可否に係る実施事項等の追記等） 令和 6年度 補助金（改修）交付 1件						
必要性	健康増進型公衆浴場に改築もしくは改修する経費の一部助成は、地域の健康づくりの拠点かつ地域コミュニティの核となる公衆浴場施設の充実につながるとともに、区民福祉の向上に寄与し、経営の安定化を図ることもできるため、必要性は高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） 交付対象者から交付申請を受け、申請書を審査のうえ交付決定し、健康増進型公衆浴場改築支援に要する経費の一部を補助する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 申請公衆浴場数	0	0	1	2	3	
	② 健康増進型公衆浴場数（累計）	2	0	1	2	3	
③ 利用者数（1浴場1日平均）	125	159	121	160	165	【出典】令和6年度東京都公衆浴場基礎資料	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	健康増進型公衆浴場へ切り替えることで、快適な利用環境が整備され、来客増につながるため必要な事業であり、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

令和6年度は改修について補助金申請があり、補助費等が発生した。

公衆浴場は、区民の入浴の機会を確保し、公衆衛生の向上と健康の増進に寄与している。しかし、自家風呂の普及により経営状況は年々厳しさを増している。健康増進型公衆浴場に切り替えることで、浴場施設を活用した健康増進事業の実施や区民相互の交流促進等につながるとともに、入浴をレジャーとして捉えての利用客増加も見込まれる。来客の増加に伴い経営の安定化を図ることができるため、改築等への支援は必須である。また建築費等の高騰も続いているため、本事業補助の活用を検討する事業者は、改築・改修後の長期事業計画等を入念に行う必要がある。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	本補助金の活用により、公衆浴場の機能を充実させ、区民の健康増進等につなげていく。	東京都と連携して本補助金の申請事業者に要綱改正後の実施内容の理解を促し、改修支援を円滑に進めた。	引き続き、東京都との連携を緊密に、公衆浴場の機能充実に図り、区民の健康増進につなげていく。
②			
③			
他区の状況	（実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区） 実施区：港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、中野区、杉並区、豊島区、江戸川区		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-11		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名	魅力あふれる個店づくり事業		部課名	産業経済部産業振興課	課長名		
			担当者名	泉	内線		
					478		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-19-01	魅力あふれる個店づくり事業費					
事務事業の種類	● 新規事業（○ 7年度 ● 6年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 29（ 2017 ）年度	根拠	荒川区魅力あふれる個店づくり事業補助金交付要綱				
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11（ 2029 ）年度	法令等					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅲ 産業革新都市					
	政策	05 活力ある地域経済づくり					
	施策	05 魅力あふれる個店づくり					
目的	経営や今後に向けた取組に意欲的な商店主の支援、個店同士のネットワーク構築、商店街や地域活性化に資するアイデア、取組の創出支援を通じ、商店街や地域の核となる魅力ある店舗を育成し、商店街及び地域の活性化を図る。						
対象者等	区内商業・サービス事業者						
内容	1 専属コーディネータによる個別・具体的なサポート 専属コーディネータが、店舗の魅力向上につながるアドバイスや各種支援メニューの紹介等、きめ細かなサポートを実施する。 2 セミナー&交流会での個店間のネットワーク構築 会員を対象としたセミナーや交流会を実施し、個店間のネットワークを構築することで、新たな取引展開や商品・サービスの拡充につなげる。 3 メールマガジンの配信 店舗の魅力向上につながる有益な情報、活用できる各種補助金・支援施策、イベント案内等を掲載したメールマガジンを配信する。 4 分科会活動に対する補助 会員有志のグループに対して費用を助成し、新たな販促機会を創出し、店舗のPRにつなげる。						
経過	【令和5年度】 ①LANP会員数・メルマガ会員数：86店舗 ②セミナー&交流会：12回実施 ③メールマガジンの配信：19回 【令和6年度】 ①LANP会員数・メルマガ会員数：84店舗 ②セミナー&交流会：13回実施 ③メールマガジンの配信：17回 【令和7年度】（見込） ①LANP会員数・メルマガ会員数：90店舗 ②セミナー&交流会：13回実施 ③メールマガジンの配信：20回 ※LANP：Local Akindo Network Projectの略						
必要性	荒川区の商店街及び商業活動の振興のためには、意欲ある個店への支援を図るとともに、魅力あふれる個店同士を結びつけ、ネットワークを構築していくことが有効である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） LANP会員として会員登録した区内商業者に対し、専属コーディネータが個別に相談・助言や情報提供等の支援を実施する。						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
標	① セミナー等開催数	9	12	13	15	15	
	② セミナー等参加者数	70	70	70	75	80	
	③ 分科会活動件数	4	4	3	3	5	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
重点的に推進	重点的に推進	商店街や地域の活性化を図るためには、意欲のある個店の支援、個店同士の連携構築、新たな取組の実現に向けた支援を通じ、魅力ある個店を育成することが非常に重要であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		4,397	5,640	2,149	1,694	2,316	2,115	2,117
決算額（7年度は見込み）		3,335	3,725	666	853	1,726	1,270	2,117
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	セミナー等開催数	10	10	9	9	12	13	15
	セミナー等参加者数	80	60	70	70	70	70	75
	LANP会員数	46	58	67	71	77	74	80
	LANPメルマガ会員数	3	3	3	3	9	10	10

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	415	報償費	講師謝礼	122	報償費	講師謝礼	617
需用費	周知チラシ上質紙等	96	役務費	LAMPセミナー	366	需用費	周知チラシ上質紙等	100
補助金	分科会補助金	1,215	需用費	周知チラシ上質紙等	95	補助金	分科会補助金	1,400
			補助金	分科会補助金	687			

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	421	411	▲ 10	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	96	461	365		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	1,630	809	▲ 821		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	65	56	▲ 9		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,212	▲ 1,737	475		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	2,212	1,737	▲ 475		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,212	▲ 1,737	475		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,212	▲ 1,737	475				

行政費用では、主に給与関係費と補助費等が計上されている。補助費等は、分科会への補助金である。

分科会活動が特定の事業者の活動にならないよう活動を広く周知していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	会員同士の交流に関するニーズが高いため、その方法を模索する。	セミナーにおいて、中小企業診断士による講演だけでなく、会員による交流会の時間を設け、会員間のつながりが厚くなった。	数か月に1回の定期巡回の質を向上させ、根本的な経営支援を行う。
②	セミナーはリアル開催を増やしたため、リモートよりも出席数が落ちたが満足度は高いため、最適なバランスを検討する。	フェイスツーフェイスのセミナー実施により、会員の講義内容への理解度が高まった。	一般論ではなく、会員の事業に落とし込めるレベルまで具体的なセミナーを実施できるようにする。
③			
他区の実況	(実施 0 区	未実施 22 区	不明 0 区)
議会要旨			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-13		戦略プラン	☒ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	商店街活性化総合支援事業（活性化事業）		部課名	産業経済部産業振興課	課長名	山下	
			担当者名	下田和	内線	468	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-12-01	活性化事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠	荒川区商店街活性化総合支援事業補助金交付要綱		
終期設定	☒ 有	☐ 無	（ ）	年度	法令等		
実施基準	☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市				
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	04	活気あふれる商店街づくり				
目的	意欲ある商店街等が自主的に行う施設整備やＩＴ化、商店街キャラクターの作成等の活性化事業を企画段階から実施に至るまで総合的に支援する。						
対象者等	区内商店街等及び商店街連合会						
内容	【活性化事業】（ソフト事業）ホームページ作成、キャッシュレス決済対応、共同宅配事業等（ハード事業）街路灯整備・改修、カラー舗装、アーケード改修等 ・補助率2/3（キャッシュレス決済は5/6） ・補助限度額 法人化商店街1億円 任意商店街20百万円 【再エネ省エネ推進事業】街路灯・アーケードランプのLED照明の交換について、東京都政策課題対応型商店街事業の補助対象となった事業に対し上乗せ補助 ・補助率1/10 ・補助限度額15百万円 【未来を創る商店街事業】時代の流れに対応した“新たな商店街づくり”に積極果敢に取り組む商店街に対し、一気通貫で3年間伴走支援を行う。 ・補助率5/6 ・補助上限額 8,333.3万円（計画実行事業）						
経過	○平成15年度 東京都「新・元気を出せ！商店街事業」、荒川区「商店街活性化総合支援事業」開始 ○平成23年度 環境配慮型商店街事業を追加（街路灯・アーケード等のランプのLED照明への交換） ○平成29年度 要綱改正 政策課題対応型商店街事業の追加、その他補助金額等メニューの修正に対応 ○平成30年度 東京都「商店街チャレンジ戦略支援事業」に名称変更 ○平成31年度・令和2年度 要綱改正 東京都要綱改正に伴う、軽微な修正を実施 ○令和3年度 「商店街地域力向上事業」や「キャッシュレス対応事業」を追加 ○令和4年度 地名変更等で名称の変更を余儀なくされた商店街が、新しい商店会名を周知するための活性化事業について、補助率を5/6に引き上げた。また、東京都政策課題対応型商店街事業のメニューに「再エネ・省エネ推進事業」の追加に合わせて「荒川区再エネ・省エネ推進事業」を新設。都補助対象経費の1割を区が上乗せ補助。						
必要性	商店街等における活性化事業の実施は、区民の消費生活の安定、区内商業環境の発展、ひいては区の発展に資するものであり、これを支援する必要性は高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ①事業認定②区補助金申請（商店街→区）③区補助金額決定④都補助金申請（区→都）⑤都補助金額決定⑥実績報告（商店街→区）⑦区補助金額確定⑧実績報告（区→都）⑨都補助金額確定						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	① 活性化事業実施件数	11	4	5	7	8	事業を実施した商店街数
	② 未来を創る商店街事業実施件数			1	1	1	事業を実施した商店街数
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
重点的に推進	重点的に推進	意欲とやる気のある商店街等が、活性化を目的に自主的に取り組む事業を区が支援することにより、区内の商業環境や地域の発展を図る事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		8,568	6,941	21,919	22,390	10,748	4,964	64,014
決算額（7年度は見込み）		1,310	6,666	7,986	9,423	3,058	4,696	64,014
実績の推移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	活性化事業等	2	7	4	8	1	2	6
	再エネ・省エネ（環境配慮型）事業数	0	1	1	1	2	2	1
	小額支援（特別支援対応）事業数	0	0	0	0	0	0	0
	感染症対策（令和5年度5月で終了）			6	4	3		
予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	活性化事業	3,058	負担金補助等	活性化事業	4,696	負担金補助等	活性化事業	64,014

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
	給与関係費	2,000	1,954	▲ 46	地方税等	0	0	0
	物件費	0	0	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	1,344	10,159	8,815
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	3,058	4,696	1,638	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,344	10,159	8,815
	賞与・退職給与引当金繰入額	309	265	▲ 44	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,023	3,244	7,267
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	5,367	6,915	1,548	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,023	3,244	7,267
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,023	3,244	7,267

備考 行政費用では、主に補助費等が計上されている。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症に移行したことに伴い感染症対策に係る補助金申請件数の減少により、補助費等が減少している。

問題点・課題 活性化事業等を企画・実施するための人材と財源が不足している商店街が多いため、にぎわいコーディネータ等による支援も併せて実施していく。また、経常的な事業は補助対象外となっているため、修繕（街路灯の塗装工事、根巻工事等の改修に準ずる修繕は除く）等の場合は、活性化事業等の補助金の活用ができない点が課題である。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む具体的な改善内容	令和6年度に実施した改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	都担当や商店街と調整していき、円滑な事業運営に努める。	都担当や商店街と調整していき、円滑な事業運営に努め、適切に事業運営を行った。	引き続き都担当や商店街と調整していき、商店街のニーズを把握し、支援を行う。
②			
③			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）		
議（要質問）	平成16年1定 区内の商業を活性化する方策について 平成17年3定 商店街活性化対策について 平成17年4定 商店街の振興策について 平成22年2定 商店街街路灯のLED化に対する区補助金の充実について 令和元年2月会議 商店街の振興策について		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-14		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事																											
事務事業名	商店街活性化総合支援事業（イベント推進事業）		部課名	産業経済部産業振興課		課長名	山下																								
			担当者名	下田和		内線	468																								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-12-02	イベント推進事業																													
事務事業の種類	☐ 新規事業 （ ☐ 7年度 ☐ 6年度 ）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業																											
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠	荒川区商店街活性化総合支援事業補助金交付要綱等																										
終期設定	☐ 有	☒ 無	（ ） 年度	法令等																											
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画																										
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市																												
	政策	05	活力ある地域経済づくり																												
	施策	04	活気あふれる商店街づくり																												
目的	商店街等のイベント事業に要する経費の一部を補助することにより、近隣消費者に親しまれる魅力ある商店街づくりを支援するとともに、地域の賑わい創出と発展を支援する。																														
対象者等	区内商店街等及び商店街連合会																														
内容	商店街等が実施するイベント事業に係る経費に対し、補助金を交付する。 ・補助率：原則2/3 ・補助上限額：原則600万円 【経費の負担割合】 ・補助対象経費100万円超 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区1/3</td> <td>都1/3</td> <td>商店街1/3</td> <td>補助上限額600万円</td> </tr> </table> ・補助対象経費100万円未満の場合 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区1/6</td> <td>都1/2</td> <td>商店街1/3</td> <td>補助上限額600万円</td> </tr> </table> ・小額支援事業の場合の場合 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区1/3</td> <td>都5/9</td> <td>商店街1/9</td> <td>補助上限額88.8万円</td> </tr> </table> ・組織活力向上支援事業の場合 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区1/3</td> <td>都7/12</td> <td>商店街1/12</td> <td>補助上限額825万円</td> </tr> </table> ・若手・女性活躍支援の場合 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区1/3</td> <td>都5/9</td> <td>商店街1/9</td> <td>補助上限額88.8万円</td> </tr> </table> ・女性活躍推進事業 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区1/3</td> <td>都7/12</td> <td>商店街1/12</td> <td>補助上限額91.6万円</td> </tr> </table>							区1/3	都1/3	商店街1/3	補助上限額600万円	区1/6	都1/2	商店街1/3	補助上限額600万円	区1/3	都5/9	商店街1/9	補助上限額88.8万円	区1/3	都7/12	商店街1/12	補助上限額825万円	区1/3	都5/9	商店街1/9	補助上限額88.8万円	区1/3	都7/12	商店街1/12	補助上限額91.6万円
区1/3	都1/3	商店街1/3	補助上限額600万円																												
区1/6	都1/2	商店街1/3	補助上限額600万円																												
区1/3	都5/9	商店街1/9	補助上限額88.8万円																												
区1/3	都7/12	商店街1/12	補助上限額825万円																												
区1/3	都5/9	商店街1/9	補助上限額88.8万円																												
区1/3	都7/12	商店街1/12	補助上限額91.6万円																												
経過	○平成10年度 東京都「元気をさせ商店街事業」開始 ○平成13年度「商店街振興プラン」策定 ○平成15年度 東京都「新・元気をさせ！商店街事業」、荒川区「商店街活性化総合支援事業」開始 ○平成20年度 東京都 補助枠の新設：イベント事業は、1商店街あたり年度内2事業まで申請可能。複数商店街による共催に限り、別カウントで1事業分の補助枠新設。 ○平成24年度 東京都「新・元気をさせ商店街事業特別支援対応」、荒川区「特別支援対応事業」開始 ○平成25年度 東京都「特別支援事業」開始 ○平成26年度 東京都 法人化商店街の規定を要綱に追加。法人化商店街は、1か年度に3事業まで申請可能。荒川区「特別支援対応事業」を「小額支援事業」に名称変更。 ○平成27年度 東京都、荒川区 商店街の会則に関する規定を追加。 ○平成30年度 東京都「商店街チャレンジ戦略支援事業」に名称変更。 ○平成31年度～令和5年度 要綱改正 東京都要綱改正に伴う、補助メニュー追加等、修正を実施。																														
必要性	商店街のイベントは住民に親しまれる商店街づくりのために重要であり、これを支援することは区内商店街の活性化につながるため必要性は高い。																														
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ①区補助金申請（商店街→区）②区補助金額決定 ③都補助金申請（区→都）④都補助金額決定⑤実績報告（商店街→区）⑥区補助金額確定 ⑦実績報告（区→都）⑧都補助金額確定																														
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明																							
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)																								
	① イベント実施商店街等数	9	12	14	16	17																									
	② イベント事業数	17	19	29	33	40																									
③																															
事務事業の分類			分類についての説明・意見等																												
7年度		8年度																													
重点的に推進	重点的に推進		意欲とやる気のある商店街等が開催するイベント事業を支援することにより、商店街の賑わい創出及び商店街と消費者の交流を図ることができる事業であるため、重点的に推進する。																												

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,526	2,468	▲ 58	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	9,866	8,035	▲ 1,831
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	15,619	28,472	12,853		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	9,866	8,035	▲ 1,831
		賞与・退職給与引当金繰入額	390	334	▲ 56		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,669	▲ 23,239	▲ 14,570
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	18,535	31,274	12,739		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,669	▲ 23,239	▲ 14,570
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,669	▲ 23,239	▲ 14,570		

備考	行政費用では、主に補助費等が計上されている。令和6年度はイベントを実施する商店街が増加したため、令和5年度と比較し補助費等の金額が増加している。
----	--

問題点・課題	商店街の人材・財源不足により、効果的なイベントの企画・運営が難しくなりつつあるため、にぎわいコーディネータ等を活用した支援を実施するなど、イベントの効果を高めつつ商店街の発展や活性化に結び付けていく必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	更なる件数・規模のイベントの実施をできるよう、商店会と密に調整を進めていく。	イベントについて新たなものや再開するものが増加し、新型コロナウイルス感染症の流行以前のイベント実施件数と同程度となった。	引き続き更なる件数・規模のイベントの実施をできるよう、商店会と密に調整を進めていく。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-15		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名	商店街活性化総合支援事業（特売奨励事業）		部課名	産業経済部産業振興課	課長名	山下		
			担当者名	下田和	内線	468		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-12-03	特売奨励事業						
事務事業の種類	☒ 新規事業 （ ☐ 7年度 ☐ 6年度 ）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	荒川区商店街活性化総合支援事業補助金交付要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 11 （ 2029 ）		年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり					
	施策	04	活気あふれる商店街づくり					
目的	商店街の特価販売事業に要する経費の一部を補助することにより、近隣消費者に親しまれる魅力ある商店街づくりを支援するとともに、消費生活の安定、区内商業環境の健全な発展を図る。							
対象者等	荒川区商店街連合会							
内容	荒川区商店街連合会が実施する商店街の特価販売事業（川の手スプリングセール）に対して補助金を交付。セール期間中に各商店街で抽選券を配布し、商業祭（川の手荒川まつり）で抽選会を実施。また、川の手スプリングセールの事業周知のため開催した「尾久の原スプリングフェスタ」（「尾久の原公園シダレザクラ祭り」と同時開催）等の実施に対して補助金を交付。 【実績】30年度（セール参加商店街数）16（セール参加店舗数）418 元年度（セール参加商店街数）16（セール参加店舗数）405 2年度（セール参加商店街数）13（セール参加店舗数）270 3年度（セール参加商店街数）19（セール参加店舗数）437 4年度（セール参加商店街数）19（セール参加店舗数）429 5年度（セール参加商店街数）19（セール参加店舗数）394 6年度（セール参加商店街数）18（セール参加店舗数）403							
経過	○昭和50年から事業開始 ○平成30年度より、川の手スプリングセールの事業周知を強化するため、「尾久の原公園シダレザクラ祭り」にて、荒川区商店街連合会主催の「尾久の原スプリングフェスタ」を同時開催している。 ○令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「尾久の原スプリングフェスタ」の開催を見送った一方で、飲食店のお持ち帰り需要の高まりに対応するため、地域情報ウェブマガジン荒川102が作成する「荒川区でテイクアウトできるお店マップ」の運営協力を行った。 ○令和3年度は、従来の取組みに加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、各地区の商店街で開催した、商業祭への補助を実施。 ○令和4年度は、各参加商店街がスクラッチくじ形式で抽選会を実施し、景品購入等を補助した。 ○令和5年度は、新型コロナウイルス感染症拡大前の実施方法に準じたものとなった。また、スプリングフェスタについて、近年のシダレザクラの開花の早まりに合わせ、4月及び翌年3月の2回実施した。							
必要性	近隣消費者に親しまれる魅力ある商店街づくりに取り組む商店街連合会の特売事業は区内商店街活性化に資するものである。これを支援することは、区民の消費生活の安定及び区内商業の発展につながるため必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ①スプリングセール参加募集（区商連） ②補助金交付申請（区商連→区）③実績報告（商店街→区商連、区商連→区）④区商連が各商店街へ補助金交付 ⑤区補助金額確定							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み		目標値(8年度)
	①	特売奨励事業（川の手スプリングセール）参加商店街数	19	19	18	18	19	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
7年度		8年度						
推進	推進	区内の多くの商店街で一斉に開催される特売事業を支援することにより、消費生活の安定及び区内商業の発展を図ることができる事業であるため、推進する。						

(単位：千円)

備考	行政費用では、主に補助費等が計上されている。令和6年以降は、例年4月初旬に開催していた尾久の原スプリングフェスタについて、近年、枝垂桜の開花が早まっていることもあり、開催時期を3月に早める事としたため、令和5年度は令和5年4月及び令和6年3月の2回開催となり、補助費等が増加した。
----	--

問題	消費生活の安定及び区内商業の活性化を図るため、引き続き、川の手スプリングセールや尾久の原スプリングフェスタを実施していく。
----	---

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	川の手スプリングセール等、消費生活の安定、区内商業環境の健全な発展を図った事業に対し、適切に補助する。	川の手スプリングセール等への補助により、消費生活の安定、区内商業環境の健全な発展につながる事業に対し、適切に補助した。	引続き消費生活の安定、区内商業環境の発展につながる事業に対し、適切に補助していく。
②			
③			
他区の実況 （要旨）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）		

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		06-01-16			戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		産業活性化事業			部課名		産業経済部産業振興課		課長名	山下
					担当者名		逸見		内線	468
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-12-04		産業活性化事業						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 24（ 2012 ）年度			根拠法令等		荒川区にぎわい創出事業補助金交付要綱			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度								
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅲ	産業革新都市					
		政策		05	活力ある地域経済づくり					
		施策		04	活気あふれる商店街づくり					
目的		中小企業診断士等の資格を有し、商店街活性化策の立案・提言や産業振興に関する実績を有する専門家が、区内の産業振興等に対する支援を実施し、街のにぎわいを創出する。								
対象者等		街のにぎわい創出を目的とした事業を実施する商店街・個店・団体								
内容		1 商業事業者や商業団体の課題解決のために、コンサルティング能力に優れるとともに経営者等に寄り添った支援を行う「商業支援専門員」が、商業振興の推進に関する支援を行う。 2 中小企業診断士等の資格を有し、商店街振興等に関する実績を有する専門家である「にぎわいコーディネータ」が商店街振興に向けた支援で商業・サービス業の活力創出のための相談、計画書作成等の支援を行う。 3 にぎわい創出事業補助金（原則補助率1／2、補助限度額50万円） 4 商店街組織力強化事業 商店街運営のノウハウ等の承継や若手リーダーの育成に長けた専門家が商店街に出向き、相談に応じて商店街の強化につなげていく。 5 あらかわ遊園「チケ得サービス」事業（令和4年度事業開始） 6 商店街AED配置（7商店街）								
経過		【にぎわい創出事業補助金補助実績】 令和2年度 サマーセール（飲食応援フェア）、イート荒川、まちやを救エール、あらかわらいふ、ランタンイルミネーション事業、各店自慢メニュー宣伝応援キャンペーン 令和3年度 下町美人になる100日間、飲食応援フェア、Multicolored Piano、西日暮里エキマエピクニック、2021みんなでイルミネーションを飾ろう！ in 荒川公園 令和4年度 Multicolored Piano Vol2、西尾久スタンプラリーマップ 令和5年度 あらかわイースター2023 エッグハント&マルシェ、Multicolored Piano Vol3、三の輪弁天市、あらかわ遊園・世界ポリオデー2580、クリスマスフェスタ、X'masマーケットinあゆむ 令和6年度 三の輪弁天市、西日暮里エキマエピクニック vol. 01、2024宮前公園世界ポリオデー								
必要性		まちの賑わいを創出するために、専門家によるアドバイスや各種補助が必要である。								
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)				
	① にぎわい創出事業補助金（件）	2	6	5	6	5				
	② チケ得サービス協力店舗数	60	73	90	95	100				
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
7年度		8年度								
重点的に推進		重点的に推進		まちの賑わいを創出するために、専門家によるアドバイスや各種補助を行う事業であるため、重点的に推進する。						

(単位：千円)

員) も含んだ

にぎわい創出事業補助金について、補助終了後も実施主体が自己資金で、イベントを継続実施できるよう、資金計画も含めて商業支援専門員及びにぎわいコーディネータが助言や支援をきめ細かく行っていく必要がある。

	令和6年度に取組む	令和6年度に実施した	令和7年度以降に取組む
--	-----------	------------	-------------

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	にぎわいコーディネータによる支援を継続して実施していくとともに新たに商店街の組織力強化事業も実施する。	にぎわいコーディネーターが積極的に助言を行った。商店街の組織力強化事業では役員の後継者に関することなどきめ細かく相談に応じた。	引き続き、区内事業者の課題に関する助言等を積極的に行っていく。
②	チケ得サービスについては、引き続きあらゆる機会を通じて周知するとともに、更なる効果的な策を実施し、協力店舗数増に努めていく。	訪問員の数を増やし、協力店舗からの要望、意見等の収集に努め、事業の運用改善につなげた。	あらかわ遊園へのリニューアルから一定期間経過したことから、今後のあり方について検討する。
③			
他区の状況	(実施 0 区	未実施 22 区	不明 0 区)
議会質問状(要旨)	平成23年度予特 オクノテのような、商店街を超えた個店の活動を取り込んだらどうか。 平成23年度決特 オクノテの「尾久マルシェ」に補助金を出しているのか。		

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		06-01-17			戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		商店街ルネッサンス推進本部事業			部課名		産業経済部産業振興課		課長名	
					担当者名		鴨田		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-94-87			商店街ルネッサンス推進本部事業					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 19（ 2007 ）年度			根拠法令等		荒川区商店街ルネッサンス推進本部設置要綱			
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 6（ 2024 ）年度								
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅲ 産業革新都市						
		政策		05 活力ある地域経済づくり						
		施策		04 活気あふれる商店街づくり						
目的		区民の消費生活の拠点であり、地域コミュニティの中心である区内商店街の活力を取り戻し、その復興を図る。								
対象者等		区内の商店街及び商業者								
内容		1 商店街空き店舗活用推進事業 2 魅力ある店舗創出支援事業（令和3年度で終了） 3 商店街連携支援事業（令和3年度で終了） 4 街なか商店塾事業 5 らく楽商店街宅配事業 6 あらかわ遊園「チケ得サービス」事業 7 商店街AED配置（7商店街） ※完了事業：空き店舗活用支援、消費者アンケート調査、大型店影響調査、商店街共同仕入れ調査								
経過		平成18年6月：産業振興懇談会商業振興分科会設置 平成18年6～12月：第1～4回検討会 平成19年2月：産業振興懇談会 報告書提出 平成19年7月25日：第1回ルネッサンス推進本部（空き店舗活用支援事業、商店街ルネッサンス推進本部の設置） 平成19年8月8日：第2回ルネッサンス推進本部（魅力ある店舗創出支援、高齢者・子育て世代対策事例集作成、商店街サポーター制度構築） 平成24年度：商店街空き店舗活用イベント推進事業、街なか商店塾、らく楽商店街モデル事業開始 平成25年度：一店逸品運動推進事業開始 令和2年度：一店逸品運動推進事業を魅力あふれる個店づくり事業に統合 令和4年度：あらかわ遊園「チケ得サービス」事業開始 令和6年度3月：当該事業を廃止 令和7年度以降：他の事業へ統合して継続								
必要性		個別の事業については、区民の消費生活の拠点であり、地域コミュニティの中心である区内商店街の活力を向上させるために必要だが、推進本部自体は当初の設置目的が概ね達成したと認められることから廃止する。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）			
	①	チケ得サービス協力店舗数	60	73	89	0	0	令和4年度新規事業		
	②									
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
7年度		8年度								
休止・完了		休止・完了	商店街の振興を図る事業は、魅力あふれる個店づくり事業、街なか商店塾などを区の重点施策として引き続き実施しており、当該推進本部の当初の設置目的は概ね達成したと認められることから、推進本部は廃止する。							

(単位：千円)

備考	行政収入の「その他」は、商業施設貸付に伴うテナント収入である。 物件費減の理由として、令和4年度から開始したチケ得サービスが初年度事業立ち上げに際して、WEB制作、ポスター等のデザイン等に費用がかかったが、次年度以降は運用が主となったためである。
問題点・課題	・老朽化が進行している南千住駅東口商業施設は、定期点検等により状態を把握し、大規模修繕に至る前に対策を取る必要がある。 ・あらかわ遊園チケ得サービスについて、協力店舗をさらに増やしていき、新規顧客の発掘等により、地域経済の活性化につなげていく必要がある。 ・これらの課題については、令和7年度から個別の事業において、引き続き対応していく。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	必要な点検および不動産鑑定を行い、適切な施設運用に努める。	点検や不動産鑑定の結果等を踏まえ、必要な措置を取るとともに賃料の改定を行った。	引き続き定期点検等を行い、施設の状態把握に努める。令和7年度以降は産業振興課事務費にて対応していく。
②	委託事業者と連携しながら、協力店舗の増加につなげていく。	専門家がチームを組んで新規店舗の開拓に努めた。	産業活性化事業にて対応していく。
③			
他区の実況	(実施 0 区	未実施 22 区	不明 0 区)
議会質問状(要旨)			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-18		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名	商店街空き店舗活用推進事業		部課名	産業経済部産業振興課	課長名 山下		
			担当者名	下田和	内線 468		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-12-05	商店街空き店舗活用推進事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	平成 24（2012）年度	根拠	荒川区商店街空き店舗活用推進事業補助金交付要綱等				
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11（2029）年度	法令等					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市				
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	04	活気あふれる商店街づくり				
目的	商店街の空き店舗対策を更に推進するため、区内の商店街や特定の商店街に新規出店する事業者等が、街区内にある空き店舗を借り上げ、交流施設、チャレンジショップ、物産販売等の多目的スペースとして活用する事業に対して補助する。						
対象者等	区内の商店街または事業者						
内容	1 商店街空き店舗活用支援事業 （1）新規に取り組む空き店舗活用事業 補助率等：1/3、上限2,000千円（1商店街あたり）、6年を上限とする 補助内容：店舗改装費、家賃補助（月額30万円まで） （2）継続して取り組む空き店舗活用事業 補助率等：1/3、上限1,000千円（1商店街あたり）、3年を上限とする 補助内容：店舗改装費、家賃補助（月額30万円まで） 2 特定商店街における出店支援事業※ 補助率等：5/6、上限1,000千円（店舗賃借は上限1,200千円）（1事業者あたり） 補助内容：店舗整備費、店舗賃借料（月額10万円まで）						
経過	平成17年度 商店街空き店舗活用支援事業を開始 平成24年度 商店街空き店舗活用イベント推進事業を開始 平成30年度 商店街空き店舗活用推進事業に名称・事業内容の一部変更 令和3年度1月 荒川区特定商店街における出店支援事業を開始※ ※東京女子医科大学東医療センターの移転による影響を受ける商店会の集客力の向上及びにぎわいの創出を図ることを目的に実施。						
必要性	商店街の集客力向上と賑わい創出を図るため、空き店舗活用支援策の必要性は高い。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員） ①商店街等からの補助金申請 ②商店街等が空き店舗活用事業を実施 ③商店街等からの実績報告 ④商店街等に対して補助金を交付						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①事業実施商店街数（店舗改装費、家賃補助）	1	1	2	1	1	
	②事業実施店舗数（商店街出店支援）	0	1	2	1	2	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
推進	推進	商店街の空き店舗の解消を図るため、商店街活性化総合支援事業の活用を含めた支援を推進する。					

(単位：千円)

備考	補助費等は店舗改装費、家賃補助である。令和6年度は荒川区特定商店街における出店支援事業の交付が増額したため、増額している。
----	---

問題点	商店街等の空き店舗の解消を図るため、平成30年度から事業内容を一部変更した。東京都の補助事業（商店街チャレンジ戦略支援事業・活性化事業）の活用を含めた効果的な支援や事業の周知を推進していく。 また、令和3年度から新たに実施した特定商店街における出店支援事業について、積極的な活用を推進していくために、引き続き物件情報の取得や事業者への周知を徹底していく必要がある。
-----	--

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	にぎわいコーディネータ等が補助制度の周知や助言等を実施し、更なる補助金交付につなげられるようにする。	補助制度の周知や助言等を実施し、補助金交付につなげることができた。	引続きにぎわいコーディネータ等が補助制度の周知や助言等を実施し、更なる補助金交付につなげられるようにする。
②			
③			
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区） 新宿、台東、墨田、江東、世田谷、豊島、北、板橋、練馬区、足立区、江戸川区 ※東京都チャレンジ戦略支援事業（活性化事業）のみの実施区を除く。 ※空き店舗対策融資制度の実施区を含む。	平成30年予特 商店街の空き店舗活用事業について	

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-21		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	街なか商店塾事業		部課名	産業経済部産業振興課	課長名	山下	
			担当者名	泉	内線	478	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-19-02	街なか商店塾事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業 （ ☐ 7年度 ☐ 6年度 ） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 24	（ 2012 ）	年度	根拠			
終期設定	☒ 有	☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等	
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市				
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	05	魅力あふれる個店づくり				
目的	個店の店主自身が地域の消費者に対し、自店の特長、商品に対する専門知識を直接的にPRする機会を創出し、集客力の向上・新たな常連客の開拓・店主の資質向上を図る。						
対象者等	区内の商業者、区民等						
内容	商店主等が講師となり、各個店で自店の特長・専門知識等を解説する少人数制の講座を開催する。 1 説明会の実施 商店塾参加店に対し、効果的な講座開催に向けた、説明会を開催する。 2 街なか商店塾の実施（約2ヶ月間） (1) 参加料 講座別に店主が設定 (2) 周知方法 受講者募集のため、PR用チラシを作成（参加店舗・講座内容の一覧を掲載） その他、あらかわ区報・専用ホームページ・産業ナビ等に掲載 (3) その他 PR用店頭ポスター・のぼり旗を作成し、参加店店頭に掲示 3 報告会の実施 街なか商店塾実施後、街なか商店塾参加店（講師）による報告会を開催する。						
経過	令和6年度 (1) 説明会 2回（4月15日、7月8日） (2) 開催期間 7月20日～9月1日 (3) 講座数 51講座（29店舗） (4) 報告会 10月2日 令和7年度 (1) 説明会 2回（4月22日、7月8日） (2) 開催期間 7月19日～9月7日 (3) 講座数 64講座（33店舗） (4) 報告会 10月1日						
必要性	消費者が個店を訪れるきっかけとなり、個店や経営者の魅力を直接、消費者に訴求できるため、新規顧客の獲得という点で効果が期待できる。また、本事業の取組を通じ、各店主が自店の振り返りを行うことができるため、個店の活性化も期待できる。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ①参加店募集 ②参加店向け事前説明会開催 ③折込チラシ作成・受講者募集 ④商店塾開催（約2ヶ月間） ⑤報告会開催						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）	
	① 講座数	61	65	51	64	70	
	② 講座受講者数	680	750	417	700	800	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
重点的に推進	重点的に推進	個店支援の中心事業であるため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用では、主に物件費と給与関係費が計上されている。物件費は事業運営に関する委託料である。

小中学生への周知方法を冊子から電子媒体に変更するとともに実施期間を夏休み期間に集中したところ、受講者数及び講座数が減少した。また、毎年一定の新規参加店があるものの同数の不参加店がでるため、参加店舗数は横這いである。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

	大体的な取組内容	取組内容について評価	大体的な取組内容
①	今年度からスクリレ使用など変更があり、集客方法を見直す必要がある。SNSやPeatexの活用など新たなことに取り組む。	SNSやPeatexを活用し、運営の効率化や新たな受講者層の開拓に取り組んだ。運営のスリム化により、参加店舗から一定の評価を得た。	金融機関等と連携しより多くの事業者及び区民に情報を届けるとともに、参加店舗の定着に向け支援を行う。
②			
③			
実施状況	（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区） 他区：世田谷区、台東区、練馬区、港区、板橋区、北区、江東区、品川区、墨田区、大田区、品川区 その他：青梅市（商工会議所）、調布市（商工会）、八王子市（一般社団法人まちづくり八王子）、立川市（商店街連合会）、西東京市（商工会）、日野市（商店会）、狛江市、東久留米市、国分寺市		
議会質問状況（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		06-01-22			戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		らく楽商店街宅配事業			部課名		産業経済部産業振興課		課長名	山下
					担当者名		下田和		内線	468
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-13-04		らく楽商店街						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 24（2012）年度			根拠法令等		荒川区らく楽商店街宅配事業補助金交付要綱			
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 6（2024）年度								
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅲ 産業革新都市						
		政策		05 活力ある地域経済づくり						
		施策		04 活気あふれる商店街づくり						
目的		商店街が実施する宅配サービス機能等の整備に係る経費の一部について、補助を行い、商店街振興と地域コミュニティの活性化を図る。								
対象者等		商店街利用者・地域住民								
内容		1 宅配サービスの実施 商店街での買い物利用者の荷物を、商店街に常駐するスタッフが自宅まで届ける。 ※配達までの流れ ①利用者は商品を購入した商店で配達を依頼 ②販売店は商店街事務所に常駐するスタッフに配達を依頼 ③スタッフは即日集荷し、自宅まで配達 2 お休み処の設置 休憩等スペースやトイレの提供、商店街の名品等の展示・販売を行う。 3 交流の促進 地域住民等が企画・参加する、ミニイベント・展示会・バザー等を開催する。 4 情報の発信 観光情報をはじめとする区政情報や、地域独自の情報を発信する。 ※令和3年度（モデル事業終了）より、上記1に係る経費（2～4は対象外）について、補助率を4/5、補助限度額を1,600千円とし、事業実施商店街に交付する。								
経過		【べるぼうと汐入商店街】※事業開始：平成24年10月1日～令和3年3月31日（事業終了） 宅配日時：午前11時～午後6時 ※年末年始は休み 利用料金：無料 利用対象者：高齢者・妊婦・障がい者等の自分で荷物を運ぶことが困難な方 宅配員：2名 【おぐぎんざ商店街】※事業開始：平成25年9月7日～令和3年3月31日（事業終了） 宅配日時：月曜日～土曜日 午後1時～午後6時 利用料金：無料 利用対象者：高齢者・妊婦・障がい者等の自分で荷物を運ぶことが困難な方 宅配員：2名 ※令和6年度をもって完了した。								
必要性		商店街利用者向けのサービスとして、開始したが、近年民間事業者による参入が増加し、店舗に行くことなく買い物ができる環境が充実してきた。令和3年度以降の補助実績はなく、産業振興の観点からの事業の必要性は低い。								
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） モデル商店街への補助事業とし、既存の商店街事務所・会館を活用して実施。令和3年度よりモデル事業を終了し、実施商店街に経費の1/5の負担を求めている。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)			
	① 事業の実施商店街数	0	0	0	-	-	令和3年度から事業実施商店街なし			
	②									
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
7年度		8年度								
休止・完了		休止・完了		近年民間事業者による参入が増加し、店舗に行くことなく買い物ができる環境が充実してきた。令和3年度以降の補助実績はなく、産業振興の観点からの事業の必要性は低いため、令和6年度をもって完了とした。						

(単位：千円)

問題点・課題

令和3年度以降は補助金の支出がなかったため補助費等は発生していない。

近年民間事業者による参加が増加し、店舗に行くことなく買い物ができる環境が充実してきたため、本事業の実績はなく、令和6年度をもって完了とした。

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	商店街に対し事業を周知する。	商店街に対し事業を周知したが申請はなかった。	休止・完了
②			
③			
他区の状況	(実施 1 区 文京区	未実施 21 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状況			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-24		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	商店街連合会補助（プレミアム付き区内共通お買い物券）		部課名	産業経済部産業振興課		課長名	山下	
			担当者名	下田和		内線	468	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-13-01	商店街連合会補助						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 43	(1968)	年度	根拠	荒川区プレミアム付き区内共通お買い物券発行			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 11	(2029)	年度	法令等	事業費補助金交付要綱等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり					
	施策	04	活気あふれる商店街づくり					
目的	荒川区商店街連合会が実施する商業振興事業に対し助成することにより、商店街及び各商店の健全な発展を図り、区民生活の安定と地域コミュニティの醸成を図る。							
対象者等	荒川区商店街連合会							
内容	1 商店街連合会補助 (1) 区商連ニュース発行 ①編集費、印刷費等に対する補助 ②年4回（5月、9月、11月、2月）各2,500部発行③補助率1／2 ④限度額 予算の範囲内 (2) 商業感謝まつり ①年末売出しに係る経費に対する補助 ②抽選会景品に係る経費に対する補助③補助率1／2 ④限度額 予算の範囲内 2 プレミアム付き区内共通お買い物券発行補助 (1) プレミアム率 20% (2) 販売窓口 区内の各商店街等 (3) 販売条件 1人につき3組まで (4) 取扱店舗 約700店 (5) 区の補助 プレミアム相当分10/10、発行事務費10/10							
経過	平成21～30年度 第1～13弾プレミアム付き区内共通お買い物券を販売（平成26年度は2回発行） 令和元年度 11月に第14弾を販売（消費税率引上げに伴い、総額2.2億円に増刷） 令和2年度 6月に第15弾（新型コロナウイルスの緊急経済対策としてプレミアム率を20%に増加）、11月に第16弾（商店街での販売に加え、ハガキ・Web申込による抽選開始）を販売 令和3年度 6月に第17弾（ひとり親及び3歳未満の子どもにプレミアム率30%の特別券も発行）、11月に第18弾（商店街での販売及びWeb・ハガキ申込による抽選販売を開始）を販売 令和4年度 11月に第19弾を販売（原油価格、物価高騰等による影響を踏まえ引上げに伴い、プレミアム率を20%とし、倍額の総額2.88億円に増刷） 令和5年度 7月に第20弾、12月に第21弾販売（原油価格、物価高騰等による影響を踏まえ引上げに伴い、プレミアム率を20%で年2回販売） 令和6年度 11月に第22弾販売							
必要性	荒川区商店街連合会が実施する商業振興事業に対し助成することにより、商店街及び各商店の健全な発展を図り、区民生活の安定と地域コミュニティの醸成を図る。							
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員） ①補助金交付申請 ②補助金交付決定 ③実績報告 ④補助金額確定							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	①	プレミアムお買い物券取扱店舗数	701	672	660	700	1000	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
推進	推進		区内商店街等で組織された団体の事業を支援することは、商店街の活性化及び区民の消費生活の安定のため重要であり、推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用では、主に補助費等が計上されている。これは商店街連合会が実施するプレミアム付き区内共通お買い物券の発行、商業感謝まつりの実施及び区商連ニュース発行に対する補助である。令和5年度はプレミアムお買い物券事業を2回実施したため、補助費等及び都支出金が増加している。
----	---

問題点

- ・区内共通お買い物券の取扱店舗が減少している状況にあるため、取扱店舗未登録の商店街会員店舗に対し、積極的に登録を促していく必要がある。
- ・社会情勢を踏まえプレミアム付き区内共通お買い物券の発行時期、回数等を検討していく。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	プレミアム付きお買い物券の発行に合わせて、取扱店舗の拡大を図る。	商店街連合会と協力しながらプレミアム付きお買い物券の発行を広く周知し、取扱店舗の拡大に努めた。	引き続き、プレミアム付きお買い物券の発行に合わせて、取扱店舗の拡大を図る。
②			
③			
他区の実況 （要旨）	（実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区） 令和4年度6月会議 お買物券の発行と冊数の増加における商店街の支援について		

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		06-01-26			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		大型店対策事業			部課名		産業経済部産業振興課		課長名	
					担当者名		下田和		内線	
									468	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）										
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 9（1997）年度			根拠		荒川区特定商業施設の出店に伴う地域環境保全のための要綱、大規模小売店舗立地法等			
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（2029）年度			法令等					
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅲ 産業革新都市						
		政策		05 活力ある地域経済づくり						
		施策		04 活気あふれる商店街づくり						
目的		特定商業施設※（店舗面積500㎡超）の出店や深夜営業が周辺環境に与える影響を事前に把握し、その対応策を協議するための手続きを定め、地域環境の保全を図る。※一の建物であって、その建物内の小売店、飲食店、興行場等の店舗面積の合計（建物が大規模小売店舗立地法の大規模小売店舗に該当する場合におけるその建物内の小売店の店舗面積を除く。）が500平方メートルを超えるもの								
対象者等		・店舗面積500㎡超の特定商業施設の設置者（1,000㎡超で大規模小売店舗立地法の対象施設を除く） ・営業面積が500㎡超で午後11時～午前6時までの間に営業を行う特定商業施設の設置者（1,000㎡超で大規模小売店舗立地法の対象施設を除く）								
内容		・特定商業施設の設置者に環境影響説明書を提出させ、これを2週間公開し、区民から意見を徴する。（・交通協議：警察、出店者、都、区（道路管理者） ※立地法該当時のみ） ・区主催の地域関係者会議及び設置者主催の住民説明会により地域住民の意見を徴する。 ・庁内の関係部署から意見を徴する。 ・上記意見を基に協議事項をまとめた協議書を作成して設置者に通知しその回答を受理する。 ・協議結果を2週間公開する。								
経過		S49.3.1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（大店法）施行 H 9.9.1 荒川区大規模商業施設の出店に伴う地域環境保全のための要綱（出店要綱）施行 H12.6.1 大規模小売店舗立地法（大店立地法）施行（1000㎡超が対象） H12.6.1 荒川区出店要綱改正 ※大店立地法と合わせて対象を全商業施設に改正 H13.5.1 荒川区商業施設の深夜営業に関わる地域環境保全のための要綱（深夜要綱）施行 H18.9.25 両要綱改正 ※住民説明会の開催、届出事項の変更、施設廃止の届出等に関する項目を追加 H22.3.30 両要綱改正 ※設置者による届出事項に「地域貢献に関すること」を追加 H27.2.16 両要綱改正 ※要綱施行前に営業していた大規模小売店舗も要綱の対象とする規定を追加 H31.3.26 両要綱改正 ※元号改正に伴う表記の修正 R6.3.31 両要綱改正 ※対象施設から大店立地法対象施設を外し、届出期限も大店立地法と同様の8月前とした。								
必要性		大規模商業施設の出店等に伴う影響を把握し、その対応策を協議することは、地域環境の保全を図るために必要である。								
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ①環境影響説明書受理（開店8か月前迄）→縦覧 ②地域関係者会議開催、庁内関係部署照会 ③住民説明会 ④協議書提出 ⑤協議事項回答受理→縦覧								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）				
①										
②										
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
7年度		8年度								
推進		推進		大型店の出店等による影響を事前に把握し、地域環境の保全を図る事業であるため、推進する。						

(単位：千円)

備考	「大型店対策事業」は委託せず、担当職員で手続等を行っているため、物件費等は発生しない。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。
----	--

問	大規模商業施設の出店計画等の把握、迅速な事務処理や関係者との調整等が課題である。
---	--

問題点・課題の改善策			
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	大規模商業施設の出店者との調整を図っていく	最終的には出店者はいなかったが、同事業について周知・調整を行った。	引き続き、大規模商業施設の出店者との調整を図っていく
②			
③			
他区の状況	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 未実施区：千代田区、中央区、港区、台東区		
議会（要旨）質問状況	平成19年2定 大型店の立地を規制する地域商店街を未来に残すまちづくり条例について 平成20年決特 大型店と商店街の活性化について 平成22年1定 大型店の出店への対応について、大型店の出店と商店街振興について 平成22年4定 大型店の出店調整について 平成23年予特 大型店が増加する中で、区内商店街の維持について		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-27		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名	商業振興功労表彰事業		部課名	産業経済部産業振興課	課長名		
			担当者名	逸見	内線		
					468		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-15-01	商業振興功労表彰事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	平成 24（2012）年度	根拠	荒川区商業振興功労表彰実施要綱				
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11（2029）年度	法令等					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅲ 産業革新都市					
	政策	05 活力ある地域経済づくり					
	施策	05 魅力あふれる個店づくり					
目的	荒川区の商業振興に功績のあった事業者を表彰し、その功績を広く周知することにより、荒川区の商業振興につなげていくことを目的とする。						
対象者等	各年10月1日現在、区内で商業（卸・小売・サービス・飲食業）を営んでいる法人・個人の事業者で、原則として荒川区商店街連合会に加盟しているもの						
内容	1 表彰基準 商店街振興に貢献しており、以下のいずれかに該当していることとする。 (1) 優良又は独自性のある商品・サービス等を提供し、区のイメージアップに貢献していること (2) 地域貢献活動に積極的に参画し、地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの活性化に貢献していること (3) 前2号のほか、荒川区の商業振興・地域振興の貢献が顕著であること 2 表彰の方法 被表彰者に賞状・盾・記念品の授与を行う。 3 選考方法 ・荒川区商店街連合会加盟商店街その他商業関係の事業者団体からの推薦 ・区長の推薦 ・推薦のあった商業事業者を選考委員会に諮問し、選考委員会からの答申を参考に被表彰者を決定						
経過	平成24年10月26日 第1回表彰 (株)羽二重団子 平成25年10月29日 第2回表彰 (株)メゾンスヴニール、どん平 平成26年10月28日 第3回表彰 (有)安井商店 平成27年 被表彰者の推薦なし（受賞者なし） 平成28年10月25日 第4回表彰 山内商店 平成29年10月31日 第5回表彰 寿々?園 平成30年10月30日 第6回表彰 梅の湯 令和元年10月29日 第7回表彰 (株)トマト 令和2年、3年 被表彰者の推薦なし（受賞者なし） 令和4年10月14日 natural cafe こひきや 令和5年10月25日 お食事処ときわ 令和6年 被表彰者の推薦なし（受賞者なし）						
必要性	商業事業者を主たる対象とする制度として、商業振興に高い効果が期待できる事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 表彰事業者（人）	1	1	0	0	2	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
継続	継続	商業振興にかかる表彰のあり方について、検討していく。					

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策				
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	にぎわいコーディネータや事業担 当から商店街へ周知を行う。	にぎわいコーディネータや事業担 当から商店街へ広く周知を行った。	引き続きにぎわいコーディネー ターと連携し、事業の周知や候補 者推薦の働きかけを行う。	
②				
③				
他 区 の 実 況	（ 実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区 ）			
	商業事業者を対象とした類似の制度はない。			
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成28年度11月会議 若手店主を対象としたグランプリの開催について			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-28		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事
事務事業名	消費者啓発事業		部課名	産業経済部産業振興課	課長名	山下	
			担当者名	鈴木	内線	477	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-03-01	消費者啓発事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 50	(1975)	年度	根拠	消費者基本法 消費者安全法 東京都消費生活		
終期設定	○ 有 ● 無	()	年度	法令等	条例 消費者教育推進法		
実施基準	■ 法令基準内	■ 都基準内	● 区独自基準	計画区分	● 計画	○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市				
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	07	消費生活の安全安心の確保				
目的	区民の消費生活の安定と向上にとって、「自主的かつ合理的な行動ができる賢明な消費者」の育成が不可欠である。このため、消費者に関する様々な問題について、学習の機会と情報の提供を行う。						
対象者等	荒川区内在住者及び在勤・在学者						
内容	1 消費者講座：専門の講師から、くらしを改善する考え方やくらしに役立つ知識・技術を学ぶ講座。消費生活相談員が企画・運営（一般向け） 2 地域連携消費者講座：関係機関等と連携し、地域で児童の消費者教育を実施する消費者講座。 3 消費生活推進講座：高齢者の消費者被害防止のために地域でのみまもり協力員を養成する講座。 4 出前講座：区内公共施設等での消費生活相談員の出張講座。消費者被害防止のための情報提供。 5 高齢者の消費者被害防止のための啓発チラシ「ホッと通信」の定期発行（平成26年度から）。 6 C A T Vや区報で消費者被害の防止のための情報提供。相談事例集や啓発グッズの作成。 7 荒川区HP「消費生活相談」コンテンツで、消費生活相談・啓発の情報提供。 8 区立小学校6年生及び中学3年生に消費者教育冊子等を毎年配布。 9 東京都消費生活総合センター共同キャンペーン「若者トラブル110番」「高齢者被害特別相談」等を実施。 10 消費者被害防止に係るパネル展示を実施（令和4年度から）。						
経過	昭和50年10月 東京都生活物資危害防止、表示の適正化及び消費者被害救済に関する条例を公布。 平成6年10月 同条例の全部改正。名称を「東京都消費生活条例」に変更。 平成14年3月 都消費生活条例改正 平成16年6月 「消費者基本法」が公布・施行される。 平成21年9月 消費者安全法施行 平成24年8月 消費者安全法の一部を改正する法律成立、9月公布 平成24年12月 消費者教育の推進に関する法律施行 平成25年2月 「訪問購入」の規制を盛り込む特定商取引に関する法律の一部を改正する法律施行 平成26年6月 景表法改正（11月 課徴金制度導入） 平成26年6月 消費者安全法改正（平成28年4月施行） 平成28年4月 荒川区消費生活センター条例を施行 令和4年4月 成年年齢が18歳に引き下げられる。						
必要性	消費者の安全・安心の確保や自立の支援、消費者トラブルに対する啓発活動の場として、消費者講座や出前講座等を開催することは重要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	
	① 消費者講座数	8	8	9	9	9	目標値＝消費者講座5回・地域連携講座3回・推進講座1回
	② 出前講座回数	83	73	74	71	71	目標値＝5～6回/月
	③ 講座等参加者数（人）	1,823	1,657	1,907	2,250	2,500	消費者講座・出前講座参加者数
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
7年度		8年度					
重点的に推進	重点的に推進		消費者の安全・安心の確保や自立の支援、消費者トラブル等に対する啓発活動の場として実施する事業であるため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			3,936	3,789	3,538	2,877	3,577	3,876	3,895
決算額（7年度は見込み）			3,430	2,774	2,739	2,306	3,011	2,994	3,895
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	消費者講座 人数		178	30	151	180	153	190	250
	消費者講座 回数		9	1	8	8	8	9	9
	出前講座 人数		2,420	1,373	1,295	1,643	1,504	1,717	2,000
	出前講座 回数		77	56	50	83	73	74	71
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	消費者講座講師謝礼等	373	報償費	消費者講座講師謝礼等	454	報償費	消費者講座講師謝礼等	478	
需用費	啓発グッズ等購入費	2,626	需用費	啓発グッズ等購入費	2,479	需用費	啓発グッズ等購入費	3,220	
役務費	行事保険	3	役務費	消費者講座講師謝礼等	59	役務費	消費者講座講師謝礼等	114	
使用料	会場使用料	10	委託料	消費生活推進講座委託料	0	委託料	消費生活推進講座委託料	40	
			使用料	会場使用料	2	使用料	附帯設備使用料	36	
			負担金	消費者団体補助金	0	負担金	消費者団体補助金	7	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		5年度	6年度	差額	勘定科目		5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	7,369	7,200	▲ 169	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	2,636	2,538	▲ 98		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	854	942	88
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	376	456	80		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	854	942	88
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,138	975	▲ 163		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,665	▲ 10,227	438
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	11,519	11,169	▲ 350		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,665	▲ 10,227	438
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,665	▲ 10,227	438		

備考	行政費用では給与関係費と物件費（ほとんどが需用費）が多くなっている。都支出金は消費者行政強化交付金である。
----	---

問題点・課題	・高齢者を中心とした配慮を要する消費者の被害防止に重点を置くとともに、出前講座で各種団体の集まりにも積極的に出席し啓発を行い、関係機関とも連携強化を図る必要がある。 ・未成年への消費者教育として実施している冊子配布の効果を検証しつつ、多方面からの啓発方法を検討する必要がある。 ・若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているため、多方面からの支援が必要である。 ・広い世代からの相談が増えていることから、多様・効果的な啓発方法の検討が必要である。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	関係機関や団体等と協力して、さらなる啓発活動を推進していく。	新たな外部団体へ消費者被害防止の協力を依頼し、啓発活動の推進を実施した。	関係部署と連携しながら、パネル展などの啓発行事を実施し、啓発活動を推進する。
②	相談員と積極的な意見交換を行い、各世代に向けた啓発方法を検討し、資料や啓発グッズを作成していく。	相談員と意見交換を行いながら、高齢者・若年層に向けた効果的な資料や啓発グッズを作成することができた。	相談員と意見交換を行い、広い世代に向けて、区営掲示板などの様々なツールを活用した消費者被害の啓発・注意喚起を実施する。
③	リーフレット等の作成・配布を通して、若年層への啓発を実施していく。	若年層向けのパネル展を実施し、同時に啓発冊子を配布することにより、効果的に若年層への啓発を実施することができた。	若年層に向けたパネル展などの啓発活動をより充実させ、消費生活への関心を高める。
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)	令和2年度予特 消費者講座で金融教育に力を入れるべき		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-30		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名	消費者相談事業		部課名	産業経済部産業振興課	課長名 山下		
			担当者名	鈴木	内線 477		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-04-01	消費者相談事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 61（ 1986 ）年度	根拠	消費者基本法 消費者安全法 荒川区消費生活				
終期設定	○ 有 ● 無（ ）年度	法令等	センター条例 荒川区消費者相談実施要綱				
実施基準	■ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準	計画区分	● 計画 ○ 非計画				
行政評価事業体系	分野 III 産業革新都市	政策 05 活力ある地域経済づくり					
	施策 07 消費生活の安全安心の確保						
目的	区民等の消費生活に関する相談を窓口、電話及びメールで受け付け、情報提供や助言、あっ旋、他機関への紹介を行い、区民の生活安定・向上を図る。深刻化する多重債務問題に対応するため、弁護士による多重債務特別相談窓口を開設し、相談体制の整備・充実を図っている。						
対象者等	(1) 荒川区内在住の個人及び区内に主たる事務所を有する団体。 （営利を目的とするものは除く。） (2) 区内在勤、在学で区長が必要と認めるもの。						
内容	・ 消費者相談の日時：月曜日～金曜日、8時30分～17時15分（受付は16時30分まで） ・ 弁護士による多重債務特別相談（予約制）の日時：毎月2回 第2・第4金曜日、午前9時～午前12時 ・ 相談勤務体制（令和6年4月1日現在）：会計年度任用職員として月17日勤務 ※消費生活相談員資格（改正消費者安全法）の所持者4名、みなし合格者1名が勤務 ※みなし合格者①：消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタントの3資格のうち1つを、平成28年4月現在で取得しており、かつ1年以上消費生活相談事務に従事した経験者 ※みなし合格者②：消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタントの3資格のうち2つを、令和2年4月現在で取得しており、かつ他の自治体で消費生活相談員として従事した経験者 ・ 消費生活相談員：5名（総括相談員1名・主任相談員1名・上級相談員2名・相談員1名）						
経過	昭和61年4月 荒川区消費者相談実施要綱の制定、消費者相談室を産業経済部に設置 平成9年4月 消費生活相談員を1名から2名に増員 平成14年1月 消費生活情報体制整備事業として、パイオネット端末機導入 平成20年4月 弁護士による多重債務特別相談窓口を開設。 平成21年4月 相談員を3名に増員 平成21年9月 消費者庁創設。消費者安全法施行。 22年1月 消費者ホットライン開始 平成22年4月 消費生活係（消費者相談室）の新設。 22年7月 相談室及び情報コーナーを増設 平成26年5月 消費者相談室の移設（セントラル荒川ビル⇒本庁舎6階） 平成28年4月 荒川区消費生活センター条例・荒川区消費生活センター条例施行規則の施行 平成28年4月 消費生活係（消費者相談室）廃止、行政機関「消費生活センター」に名称変更。 消費生活相談員を3名から4名に増員 令和3年4月 消費生活相談員を4名から5名に増員						
必要性	消費生活の安定と向上のため、専門相談員による消費者問題への対応や啓発は必要不可欠である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ）						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
標	① 相談件数	1,762	1,656	1,769	1,900	2,000	新規受付件数のみ（来所・電話・HPでの受付件数）
	② 内あっ旋件数	341	246	257	380	400	あっ旋=消費者と事業者の主張を調整し解決に向けて交渉すること
	③ 相談件数中、高齢者の相談件数	674	573	630	570	600	60歳以上
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
重点的に推進	重点的に推進	消費生活の安全安心の確保のため、消費者問題への迅速な対応と解決を図る事業であるため、重点的に推進する。					

予算・決算額等の推移			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額			14,700	18,087	24,561	24,768	24,315	28,880	28,884
決算額（7年度は見込み）			14,491	17,856	24,005	24,478	24,216	27,607	28,884
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	相談件数		1,606	1,790	1,492	1,762	1,656	1,769	1,900
	多重債務相談件数		84	78	71	90	90	81	90
	内弁護士相談		43	29	33	48	41	25	50
予算・決算の内訳									
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	相談員報酬	16,203	報酬	相談員報酬	16,035	報酬	相談員報酬	16,427	
職員手当	期末手当	3,311	職員手当	期末手当・勤勉手当	6,093	職員手当	期末手当・勤勉手当	6,591	
共済費	社会保険料	2,875	共済費	社会保険料	3,344	共済費	社会保険料	3,576	
旅費	相談員旅費	1,143	旅費	相談員旅費	1,347	旅費	相談員旅費	1,487	
需用費	消耗品費	45	需用費	消耗品費	70	需用費	消耗品費	90	
役務費	弁護士謝礼等	529	役務費	弁護士謝礼等	572	役務費	弁護士謝礼等	573	
委託料	ポスター等作成委託	83	委託料	ポスター等作成委託	90	委託料	ポスター等作成委託	83	

(単位：千円)

行政コスト計算書

勘定科目	5年度	6年度	差額	勘定科目	5年度	6年度	差額
給与関係費	29,182	31,770	2,588	地方税等	0	0	0
物件費	1,800	2,078	278	国庫支出金	0	0	0
維持補修費	0	0	0	都支出金	2,396	2,813	417
扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
補助費等	27	56	29	使用料及び手数料	0	0	0
減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	2,396	2,813	417
賞与・退職給与引当金繰入額	1,444	1,345	▲ 99	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 30,057	▲ 32,436	▲ 2,379
その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	32,453	35,249	2,796	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 30,057	▲ 32,436	▲ 2,379
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 30,057	▲ 32,436	▲ 2,379

備考	物件費には相談員の研修に係る旅費、弁護士相談料（手数料）が計上されている。 都支出金は消費者行政強化交付金である。
----	---

問題点・課題	・情報通信サービスでのトラブルなど専門的で複雑な相談が多くなっているため、相談1件あたりにかかる相談時間は増加傾向にある。消費生活センターに寄せられる様々な相談に対応できるよう相談員のスキルアップが必要である。 ・悪質商法の相談が増加しているため、生活安全課や警察との連携が必要である。 ・相談内容が多岐にわたっており、他部署や外部団体と連携し、被害を直前で防ぐための対策等も検討していく必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策									
		令和6年度に取り組む 具体的な改善内容		令和6年度に実施した 改善内容および評価		令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	①	複雑化する相談内容に対応するため、様々な研修を受講し、スキルアップに努めていく。		国民生活センターや東京都消費生活総合センターの研修を積極的に受講し、スキルアップを図ることができた。		多様化・複雑化する相談内容に対応するため、知識向上を目的とし、積極的に研修に参加する。			
		②		②		②			
		③		③		③			
他区の実況	他区の実況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明		(0 区)	
		消費生活センター 22区 ※上記の内、渋谷区のみ相談業務を業務委託							
議 会 質 問 状 (要旨)	議 会 質 問 状 (要旨)	令和6年度予特 相談対応について							

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-31		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事				
事務事業名	消費生活の表示に関する立入検査等事務		部課名	産業経済部産業振興課		課長名	山下	
			担当者名	鈴木		内線	477	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）								
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 7年度 ○ 6年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 36（ 1961 ）年度	根拠法令等	電気用品安全法・家庭用品品質表示法・計量法等					
終期設定	○ 有 ● 無（ ）年度							
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり					
	施策	07	消費生活の安全安心の確保					
目的	電気用品安全法・家庭用品品質表示法・消費生活用製品安全法・ガス事業法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、各製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することによって粗悪な製品をなくすとともに、計量法に基づき適正な計量を実施することにより、消費者が安全な消費生活をおくることができるようにする。							
対象者等	一般小売事業者 取引及び証明に「はかり」を使用している事業者							
内容	立入検査 1 販売事業者から報告の聴取 2 販売事業者の事務所への立ち入り検査 販売事業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、各種製品の表示について検査を行う。 検査終了後に、報告書を作成し、東京都へ報告する。 区長は、各法律に基づき、販売事業者に対する立入検査等を行い、検査結果が不適合であったり、違反等が確認された場合は、販売停止・再発防止指導を行い、都を経由して国に報告することとなっている。 計量法に基づく事前調査（隔年実施） 「はかり」の使用の有無及び 使用している「はかり」の種類（電気式、機械式）、計測できる最大量、台数を往復はがきで調査し、東京に報告する							
経過	1 立入検査区での実施開始 昭和36年4月1日 電気用品安全法に基づく立入検査 昭和37年4月1日 家庭用品品質表示法に基づく立入検査 平成24年4月1日 消費生活用製品安全法に基づく立入検査 ガス事業法に基づく立入検査 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査 2 計量法に基づく事前調査開始 平成5年4月1日 計量法に基づくはかりの事前調査							
必要性	消費生活関係の各種法律に基づき、立入検査を行い、都知事に報告する。 また、計量法に基づき対象計量器の数量を事前調査し、都知事に報告する。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 検査員は、身分証明書を提示し、販売業者の店舗等に立ち入り、各種販売品について表示の有無の検査を行う。計量器を使用していると思われる事業者へ事前調査ハガキを送付する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 立入検査数	44	45	59	45	50		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度		8年度						
継続		継続	法律に基づく立入検査等事務であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用では、給与関係費が計上されている。

門部

点・課題の改善等

共同課題・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区内を地域ごとに網羅して検査を実施していく（令和6年度は尾久・町屋地域を予定）。	主に尾久・町屋地域のホームセンター等を中心に、検査を3月に実施予定。	区内を地域ごとに網羅して検査を実施していく（令和7年度は主に南千住・荒川地域を予定）。
②	はかりの事前調査を実施する（ハガキの発送）。	事前調査ハガキを669件の事業所へ発送し、結果を東京都計量検定所へ報告した。	隔年実施のため、次回は8年度に実施予定。
③			
他区の実 施状況	（実施22区	未実施0区	不明0区）
議会 （要旨） 質問状			

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		06-01-37			戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		商業事業者訪問支援事業			部課名		産業経済部産業振興課		課長名	
					担当者名		逸見		内線	
									山下	
									468	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）										
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 26（ 2014 ）年度			根拠法令等					
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度								
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅲ 産業革新都市						
		政策		05 活力ある地域経済づくり						
		施策		04 活気あふれる商店街づくり						
目的		4年に一度、中小企業診断士の資格を有する専門家が小売・飲食・サービス事業者を個別訪問し、経営状況等の聞き取り調査や経営相談に対応する。調査結果は、今後の商業振興施策に活用する。								
対象者等		区内の小売・卸売・飲食・サービス事業者（約3,600事業者） ※事業者数は、令和2年次フレーム（経済センサス）に基づく。								
内容		1 訪問支援事業 小売・卸売・飲食・サービス事業者を中小企業診断士が個別訪問し、相談のあった経営課題等に対して、区の支援施策等を用いながら助言を行う。 また、令和4年度は区内商業事業者のデジタルツール導入状況を把握し、事業者の希望に応じて、デジタル専門家を派遣し、デジタル化を推進した。 2 実態調査事業 小売・卸売・飲食・サービス事業者の実態、経営課題や要望等を収集・分析し、今後の施策立案に活用する。								
経過		平成18年度 「荒川区商業振興施策策定のための調査」実施 平成26年度 「商業事業者訪問支援事業」実施 （対象事業者は区内の商店街加盟店舗、1,761事業者） 平成30年度 「商業事業者訪問支援事業」実施 （対象事業者は区内の小売・飲食・サービス業に属する3,053事業者） 令和4年度 「商業事業者訪問支援事業」実施 （対象事業者は区内の小売・卸売・飲食・サービス業に属する約3,600事業者）								
必要性		区内小売・卸売・飲食・サービス事業者の経営実態を把握し、商業振興施策の立案・実施に活用することを目的とした本事業を実施する意義は高い。								
実施方法		（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 専門事業者に委託して実施する。								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)				
	① 営業が確認できた対象事業者数	2,101	-	-	-	2,101	4年に一度の調査			
	②									
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
7年度		8年度								
休止・完了		継続		調査で得た基礎データを分析しながら、事業者に対して実効性ある支援を行うため、本事業を継続する必要がある。本事業は4年に1回の実施事業であり、令和5～7年度の間は休止とする。						

(単位：千円)

問題点・課題

4年おきに実施する事業であり、直近は令和4年度に実施した。

調査結果を活用し、小売・飲食・サービス事業者等の振興につながる施策を立案するとともに、区内事業者の更なるデジタル化を推進する。

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	報告書で示された課題を踏まえ、新たな商品・サービスの開発、販路開拓など他の支援へつなげる。	報告書で示された課題を踏まえ、新たな商品・サービスの開発、販路開拓などを図るための支援を行った。	引き続き、報告書で示された課題を踏まえて支援を行っていく。
②			
③			
他区の実況	(実施) 0 区	未実施 22 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状況	令和3年度予特 区内事業者への訪問機会を活用したデジタル化推進について		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-38		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	企業訪問管理システム事業		部課名	産業経済部産業振興課	課長名	山下	
			担当者名	益子	内線	446	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-02-05	企業訪問管理事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 元（ 1989 ）年度	根拠法令等	なし				
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅲ 産業革新都市					
	政策	05 活力ある地域経済づくり					
	施策	01 産業基盤の整備・充実					
目的	区内企業の情報をデータベース化したシステムの運用を通じて、受発注のあっせんや新製品の開発のための技術情報交流などに活用し、区内産業の活性化に寄与する。						
対象者等	区内中小企業						
内容	「企業訪問管理システム」に登録のある事業所の中で公開を可とした企業の情報を「あらかわ産業NET」上で公開する。 (1) 企業相談員、MACCコーディネータ、就労支援相談員等の各相談員の入力した相談履歴を事業所情報として管理することで、事業所の近況や課題等について情報共有する。 (2) 検索や集計機能により、企業情報や他の相談員等の訪問データを参照し、企業情報の共有や支援に活用する。						
経過	平成元年7月 ・産業情報システム稼働開始（経営支援課所管） 平成25年度 ・企業情報・訪問履歴の部内での相互利用、システムの安全性・操作性の向上等を図るため、平成27年4月以降、産業振興課所管の「企業訪問管理システム」として、リニューアルすることを決定 平成26年度 ・企業訪問管理システム試行運用開始（産業情報システムも並行して運用） 平成27年度 ・あらかわ産業NET（公開・検索用）等機能移行作業 平成27年度 ・産業情報システムの稼働を終了し、企業訪問管理システムに移行 平成27年度 ・あらかわ産業NETと企業訪問管理システムの連動の円滑化・訪問履歴の参照等の操作性向上のため、プログラムの修正・改善 平成29年度 ・あらかわ産業NET「企業支援メニュー」更新 令和4年度 ・ログイン時にワンタイムパスワードを導入しセキュリティを強化						
必要性	本システムは、区内企業の基本的なデータベースであり、その情報の発信をあわせて行っている。区内企業の情報共有や、受発注等に利用されているため必要性は高い。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） システムの管理保守について、業務委託している。						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
標	① 企業訪問管理システム登録企業数	7,492	7,298	7,370	7,500	8000	年度末の企業数
	② あらかわ産業NET掲載企業数	740	708	696	750	800	年度末の企業数（産業未分類除）
	③ あらかわ産業NET掲載率%	9.9	9.7	9.4	10.0	10.0	掲載企業数/登録企業数
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度		8年度					
継続	継続	区内企業の実態把握や受発注支援、情報共有等に活用するため、基本的な企業データベースとして継続して実施する。					

[illegible]

備考	行政費用では、主にシステム利用料である物件費に費用がかかっている。
問題点・課題	事務職員と相談員間の情報共有を徹底し、正確かつ迅速にデータを共有・更新することで部内の円滑な情報共有を行うとともにデータの信頼性を高めていく。

問題点・課題の改善策			
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	システムの情報更新頻度を増やし、より一層の充実および正確性向上に努める。	定期的な情報更新を行うとともに、部内でのシステム利活用の改善に努めた。	引き続き迅速かつ正確なデータ更新を行い、情報共有の円滑化および信頼性向上に努める。
②			
③			
他区の実況	（実施 8 区 未実施 11 区 不明 3 区） 事業所検索専用ページ導入区：港区、台東区、墨田区、品川区、世田谷区、豊島区、北区、板橋区 事業所数掲載区：墨田区、目黒区、品川区、世田谷区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区		
議会議決（要旨）			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-43		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	老舗事業所功労表彰事業		部課名	産業経済部産業振興課	課長名	山下	
			担当者名	益子	内線	446	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-96-98	老舗事業者功労表彰事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	令和 元（ 2019 ）年度	根拠法令等	荒川区老舗事業所功労表彰事業実施要綱				
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市				
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	03	企業経営革新の支援				
目的	荒川区で100年以上の長きにわたり、各種困難を克服し、バブル崩壊やリーマンショック、東日本大震災等の経済不況も乗り越え、代々、地域経済に貢献し続けた個人事業者や法人を表彰し、これまでの労を労うとともに、地域経済への尽力を称える。また、事業承継により長く営業してきた企業を称える。						
対象者等	荒川区内で100年以上、継続して営業している個人事業者又は法人 ※区外創業又は区外で営業していた期間がある場合、区内での営業期間が70年以上あること						
内容	【開催方法】 荒川区産業功労者表彰において、表彰を実施 【実施頻度】 4年に1度の開催。 【記念品等】 表彰式において、表彰状と記念品を授与 記念品：区内共通お買物券50,000円、受賞企業吊看板 【募集・審査方法】 ①区内企業統計等により対象事業所情報収集 ②上記①へのDM、区報、産業情報紙、区HPにて募集 ③応募企業審査						
経過	令和元年度 老舗事業者功労表彰を新たに開始 表彰事業所数 25 事業所 令和5年度 老舗事業所数 20 事業所						
必要性	長年にわたり、地域産業に貢献したことを称え、円滑な事業承継を行ってきたことは他企業への模範ともなるため、必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 産業振興課・経営支援課：事業者募集・審査・各種連絡 就労支援課：表彰式運営・その他						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 表彰事業所数	-	20	-	-	-	4年に1回の実施事業（次回令和9年実施予定）
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
休止・完了	休止・完了	事業継承の模範事例となるため、定期的に継続実施する必要がある。なお、4年に一度実施する事業であり、次回は9年度に実施予定。					

(単位：千円)

備考	令和7年度は実施年度ではないため、費用計上はない。 行政費用のうち物件費の内訳は、表彰者への記念品、表彰状等の経費である。
----	--

問	区内事業所等へ本事業の周知を行い、認知度を向上させていくことが課題である。
---	---------------------------------------

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	次回開催（令和9年度）に向けて、本事業の認知度を高めるため、本事業および被表彰事業所について周知する。	本事業の認知度を高めるため、本事業および被表彰事業所について区HP等による周知を続けた。	引き続き本表彰について広く周知活動を行うとともに、被表彰事業所についても周知を行う。
②			
③			
他区の実況 （要旨）	（実施 3 区 未実施 16 区 不明 3 区） 台東区、江東区、品川区		

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-44		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名	商業・サービス業活力創出支援事業		部課名	産業経済部産業振興課		課長名	山下
			担当者名	高橋		内線	468
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-95-98	商業・サービス業活力創出支援事業					
事務事業の種類	● 新規事業 (● 7年度 ○ 6年度) ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業						
開始年度	令和 4	(2022)	年度	根拠	荒川区商業・サービス業活力創出支援事業補助		
終期設定	● 有 ○ 無	令和 11	(2029)	年度	法令等	金要綱	
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市				
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	05	魅力あふれる個店づくり				
目的	区内における商業・サービス業の中小企業者が、社会構造の変革又は市場環境の変化に対応するために行う販売活動、役務提供活動その他事業活動に直接的に必要な設備、備品又はＩＴツールの購入、マーケティング活動等に要する経費の一部を補助することにより、商業・サービス業の中小企業者の活力の創出を図る。						
対象者等	区内に本社（法人は登記上の本店、個人事業主は主たる事業所）があり、3年以上にわたり商業（小売業・卸売業）、サービス業を営む等の要件を満たした中小企業者						
内容	1 補助内容 社会構造の変革又は市場環境の変化に対応するために行う販売活動、役務提供活動その他事業活動に直接的に必要な設備、備品又はＩＴツールの導入、マーケティング活動等の経費の一部を補助 2 補助率 1/4 ※令和5年度から、新たな商品・サービス開発、販路開拓分に関する補助率は1/2とする。 ※令和6年度から、マーケティング活動に係る経費を補助対象とする。 3 補助額（上限）100万円						
経過	令和4年度 補助金交付要綱の制定、補助の開始 ※ 令和3年度末に東京都地域産業活力創出計画の計画期間終了に伴い、事業完了した「商業・サービス業経営力向上支援事業」を引き継ぐ形で本事業を開始 ※ 令和6年度末に東京都地域産業活力創出計画の計画期間終了に伴い、本事業は令和6年度をもって終了し、令和7年度から新たに[商業・サービス業事業継続力強化支援事業補助金]を創設した。						
必要性	社会構造の変革又は市場環境の変化が著しい状況を鑑み、商業・サービス業を営む中小企業者に対する補助の必要性は高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員) ①補助金交付申請 ②診断士による事業計画作成支援 ③交付決定 ④対象者が設備・備品・ＩＴツールの購入・設置 ⑤対象者からの実績報告 ⑥診断士による現地確認 ⑦交付確定・補助金支出						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 交付決定件数	68	60	87			
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
休止・完了	休止・完了	令和6年度末に東京都産業活力創出計画期間終了に伴い、本事業は令和6年度をもって終了後、令和7年度から新たな補助金を創設した。					

(単位：千円)

備考	補助費等は設備・備品・ITツール等整備に対する補助金である。令和6年度は申請実績が増加したため、補助費等も増額している。
----	--

問題点	令和3年度末に終了した「商業・サービス業経営力向上支援事業」を引き継ぐものであり、引き続き区の商業・サービス業を営む中小企業者に対し、本事業についての周知を図っていく。全ての設備投資が補助対象とはならず、消耗品、汎用性の高いもの、車両や建物は対象外となる。事業者の課題を解決するための設備投資の見極めが課題である。
-----	---

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	区内の商業・サービス事業者の様々なニーズをとらえ、事業を継続し、拡大を図るための積極的な取組を支援する。	老朽化した設備の更新、新事業の展開、マーケティング活動において、補助金を交付して実施を支援し、80件超の申請実績となった。	事業名を「事業継続力強化支援補助金」とし別事業とする。申請要件の区内での事業実施期間を3年から1年間に短縮した。
②			
③			
他区の実況	(実施 10 区 未実施 12 区 不明 0 区)		
議会議決(要旨)	足立区（小規模事業者等経営改善補助金）、江東区（ICT等導入支援事業 広告宣伝補助）、品川区（事業承継設備投資助成、デジタル技術活用推進事業）、北区（IT・IoT導入チャレンジ支援事業）、板橋区（デジタル環境構築補助金）、江戸川区（デジタル技術活用促進助成事業） 等		

事務事業分析シート（令和7年度）										No1
事務事業コード		06-01-45		戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		商店街専門家個別支援費補助事業		部課名		産業経済部産業振興課		課長名		
				担当者名		下田和		内線		
								山下		
								468		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）		01-21-01		商店街専門家個別支援費補助事業						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☒ 6年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業		
開始年度		令和 5（2023）年度		根拠		荒川区商店街活性化総合支援事業補助金交付要綱				
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（2029）年度		法令等						
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		Ⅲ 産業革新都市						
		政策		05 活力ある地域経済づくり						
		施策		04 活気あふれる商店街づくり						
目的		商店街等が自ら抱える課題を解決するために自主的に専門家に対して支援を依頼し、助言等を受けながら商店街の活性化を図る商店街に対し、専門家派遣料の一部を補助することで、商店街の持続的発展を支援する。								
対象者等		区内商店街等及び商店街連合会								
内容		各商店街が課題解決に向けて、自主的に中小企業診断士等の専門家と契約等を行い、その派遣料の一部を補助する。 （1）補助率 11／12（千円未満切捨て） （2）補助限度額 120千円 ※年度内に各商店会につき1回申請可能 活用事例：会員内での情報連携ツールの作成支援（SNS、回覧板等）、効果的なイベント事業や活性化事業の計画・策定、会員内での研修や勉強会での講師派遣（イン・ボイス制度等）、商店街の事例視察への同行等								
経過		○令和5年度 事業開始								
必要性		区内商店街や各会員店舗が抱える、個別具体的な課題の解決に向けて、専門家の支援を受けて持続的な発展を支援するため、事業の必要性は高い。								
実施方法		☐ 1直営 ☐ 2委託（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ①補助金申請（商店街→区）②区補助金額決定③実績報告（商店街→区）④区補助金額確定								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値（8年度）				
	① 実施商店街数		3	2	6	6				
	②									
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
7年度		8年度								
推進		推進		商店街が課題解決に向けて、専門家の支援を受けながら自主的に行動を起こす契機となると考えられるため、継続して推進していく必要がある。						

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用として給与関係費及び補助費等が発生している。

商店街の持続的発展を支援のため、今後も区内商店街への周知を積極的に実施する必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容			令和6年度に実施した 改善内容および評価			令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	区内商店街への周知を積極的に実施し、当該事業の利用を勧めていく。			当該事業の利用を積極的に周知したことで、昨年度同様に補助金申請があった。			引き続き区内商店街への周知を積極的に実施し、当該事業の利用を勧めていく。		
②									
③									
他区の実 施状況	(実施	0	区	未実施	22	区	不明	0	区)
議会質問状 況(要旨)									

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-47		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	中小企業G X 経営推進支援事業 (産業振興課)		部課名	産業経済部産業振興課		課長名	山下	
			担当者名	逸見		内線	468	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(7年度)	01-05-10	中小企業G X 経営推進支援事業(商業・サービス業)						
事務事業の種類	☒ 新規事業 (☐ 7年度 ☒ 6年度) ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業							
開始年度	令和 5	(2023)	年度	根拠	荒川区中小企業G X 経営推進支援事業補助金交付要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	(2029)	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価 事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市					
	政策	05	活力ある地域経済づくり					
	施策	03	企業経営革新の支援					
目的	区内中小企業が、経済と環境の好循環を目指すG X 経営に取り組むために行う設備投資に要する経費を補助することにより、脱炭素経営に取り組むことによるブランド構築を通じた競争力強化及びコスト低減による経営基盤強化を促進し、当該中小企業の事業活動の持続化及び地域経済の一層の活性化を図る。							
対象者等	区内中小企業者(商業・サービス業等) ※製造業・建設業・運輸業等は経営支援課で実施							
内容	【補助対象設備】(事業用途限定。補助対象経費は20万円以上) ①生産、販売等事業活動に必要な設備 ②空調設備 ③照明設備 ④小型ボイラー設備 ⑤再生可能エネルギー設備 ⑥蓄電池 ※①は、エネルギー使用量の削減が10%以上見込まれるもの等。②～⑤は都の指定基準を満たすもの。 ⑥は、国の事業で補助対象機器として登録されていて、太陽光発電設備と連携するもの。 【補助率・限度額】 2分の1・100万円 ※環境マネジメントシステム認証(ISO14001、ISO50001、エコアクション21、エコステージ(ステージ2以上))を取得している場合、特例として補助率・限度額(3分の2・200万円)を引き上げる。							
経過	令和5年度 事業開始(経営支援課にて予算措置。商業・サービス業の事業者に対する補助は配付替えにて対応。) 令和6年度以降、製造業の補助分については経営支援課、商業・サービス業の補助分については産業支援課でそれぞれ予算を措置。							
必要性	近年、温暖化対策への取組やエネルギー等の価格高騰への対策が重要な経営課題となっており、本事業の実施により、脱炭素経営に取り組むことによるブランド構築を通じた競争力強化及びコスト低減による経営基盤強化が促進され、区内企業のレジリエンス向上が期待できるため、必要性は高い。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) (1)申請受付:受付後に、中小企業診断士等による経営指導等を実施。 (2)実績報告:現地確認を行った上で、補助金を支出。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 補助件数		64	71	73	75		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
重点的に推進	重点的に推進		本事業の実施により、脱炭素経営が浸透することで、区内企業の競争力強化及び経営基盤強化が促進され、レジリエンス向上に繋がることが期待できるため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

令和5年度は経営支援課にて予算措置し、商業・サービス業の事業者に対する補助は産業振興課への配付替えにて対応したため、行政費用としては給与関係費のみ発生している。

問題点	国内外の社会経済情勢を踏まえると、脱炭素経営への取組は区内企業にとっても避けられないものであり、今後の事業活動の持続性や成長性に大きく影響を与えるものであることから、意識啓発も込めて広く本事業を周知することが重要である。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区内事業者へ事業の周知を行い、 補助金の活用を促していく。	にぎわいコーディネーターが商店街 への積極的な周知を行った結果、多 くの補助金申請につながった。	経済と環境の好循環を目指すGX 経営推進を促進するため、にぎわ いコーディネーター等と連携しな がら、本事業を広く周知する。
②			
③			
他区の実況	(実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区) 文京区民部経済課がGX推進支援事業を実施している。しかし、他区において、省エネ・再エネ設備投資 への補助は、ほぼ環境関連部署が実施しており、本区のように「競争力強化」も踏まえた趣旨の事業はな い。		
議会(要旨)質問状況			

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	06-01-48		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	商業・サービス業事業継続力強化支援事業		部課名	産業経済部産業振興課		課長名	山下
			担当者名	高橋		内線	468
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-23-01	商業・サービス業事業継続力強化支援事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 7年度 ☐ 6年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業						
開始年度	令和 7	（ 2025 ）	年度	根拠	商業・サービス業事業継続力強化支援事業		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅲ	産業革新都市				
	政策	05	活力ある地域経済づくり				
	施策	05	魅力あふれる個店づくり				
目的	区内における商業・サービス業の中小企業者が、社会構造の変革又は市場環境の変化に対応するために行う販売活動、役務提供活動その他事業活動に直接的に必要な設備、備品又はITツールの購入、マーケティング活動等に要する経費の一部を補助することにより、商業・サービス業の中小企業者の活力の創出を図る。						
対象者等	区内に本社（法人は登記上の本店、個人事業主は主たる事業所）があり、1年以上にわたり商業（小売業・卸売業）、サービス業を営む等の要件を満たした中小企業者						
内容	1 補助内容 社会構造の変革又は市場環境の変化に対応するために行う販売活動、役務提供活動その他事業活動に直接的に必要な設備、備品又はITツールの導入、マーケティング活動等の経費の一部を補助 2 補助率 通常区分1/4 特例区分1/2 安定した経営及び業績改善等を目的に実施する「新たな商品・サービス開発」又は「販路開拓」に該当する取組 3 補助額（上限）100万円						
経過	令和7年度 補助金交付要綱を改正し、補助事業の開始 ※令和6年度末に東京都地域産業活力創出計画の計画期間終了に伴い、事業完了した「商業・サービス業活力創出支援事業」を引き継ぐ形で本事業を開始。						
必要性	社会構造の変革又は市場環境の変化が著しい状況を鑑み、商業・サービス業を営む中小企業者に対する補助の必要性は高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） ①補助金交付申請 ②診断士による事業計画作成支援 ③交付決定 ④対象者が設備等の購入・設置、販促活動の実施 ⑤対象者からの実績報告 ⑥診断士による現地確認 ⑦交付確定・補助金支出						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		4年度	5年度	6年度	7年度見込み	目標値(8年度)	
	① 交付決定件数				98	80	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
7年度	8年度						
重点的に推進	重点的に推進	小規模事業者は、経済環境の不安定さや競争激化に直面し、新たな取り組みへ挑戦する事業者も多い。東京都地域産業活力創出支援事業計画に基づき、多様なニーズに対応するため重点的に推進する。					

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策			
	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	(令和7年度から実施)	(令和7年度から実施)	前身の補助金と比べ、区内での事業活動年数要件を短縮するとともに、老朽化した店舗正面の外装の改修を新たに対象とする。
②			
③			
他区の実況	(実施 15 区	未実施 7 区	不明 0 区)
議 況 (要旨)	足立区(小規模事業者等経営改善補助金)、江東区(ICT等導入支援事業 広告宣伝補助)、品川区(事業継続設備投資助成、DX・デジタル技術活用推進事業)、北区(IT・IoT導入チャレンジ支援事業)、板橋区(営業活動促進事業助成金)、江戸川区(デジタル技術活用促進助成事業) 等		